避難勧告等に関するガイドライン①

（避難行動・情報伝達編）

平成２９年１月

内閣府（防災担当）

目　　次

はじめに 1

1. 市町村の責務と居住者・施設管理者等の避難行動の原則 4

1.1 市町村の責務と避難勧告等発令の対象とする自然災害 4
1.2 居住者・施設管理者等の避難行動 7

2. 避難行動（安全確保行動）の考え方 12

2.1 避難の目的 12
2.2 避難行動 12

3. 避難勧告等を受け取る立場にたった情報提供の在り方 16

3.1 平時からの情報提供 16
3.2 災害発生のおそれが生じた場合における情報の伝達 18
3.3 避難勧告等の伝達 19
3.4 居住者・施設管理者等に自らの判断による避難を促す防災気象情報等の提供 23

4. 避難勧告等の伝達手段と方法 28

4.1 伝達手段別の注意事項 29
4.2 伝達の工夫 31

5. 要配慮者等の避難の実効性の確保 32

5.1 要配慮者利用施設等における災害計画の実効性の確保 32
5.2 在宅の要配慮者の避難 35
5.3 要配慮者利用施設等や要配慮者への情報の伝達 36

巻末資料Ⅰ　情報システムで提供される防災気象情報等 41

巻末資料Ⅱ　土砂災害の前兆現象について 69

巻末資料Ⅲ　危険潮位の設定について 70

巻末資料Ⅳ　竜巻、雷、急な大雨への対応について 72

巻末資料Ⅴ　用語集 73

資料Ⅵ　ガイドライン策定・改定の経緯 86

※発令基準及び防災体制については、“発令基準・防災体制編”に記載

はじめに

内閣府では、平成 16 年の一連の洪水、土砂災害、高潮等を教訓として、平成 17 年に「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を策定し、平成 26 年には、土砂災害警戒情報等の新たな制度や、東日本大震災をはじめとする災害の教訓等を踏まえ、さらに平成 27 年には、前年に広島市で発生した多数の死者を出す甚大な土砂災害の教訓等を踏まえ改定を行った。

平成 26 年の改定では、避難準備情報、避難勧告、避難指示（以下「避難勧告等」という。）の具体的でわかりやすい判断基準を設定するための考え方を示すとともに、国の関係機関及び都道府県の関係部局や出先機関に助言を求めて判断基準を設定すること等の充実を図った。

平成 27 年の一部改定では、避難準備情報の段階から居住者が自発的に避難を開始することを推奨する等の充実を図った。

平成 28 年台風第 10 号による水害では、死者・行方不明者 27 人が発生する等、東北・北海道の各地で甚大な被害が発生した。とりわけ、岩手県岩泉町では、高齢者施設が被災し、入所者 9 名が全員亡くなる等、高齢者の被災が相次いだ。

このような事態を踏まえて内閣府が設置した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインに関する検討会」において、避難に関する情報提供の改善方策等について検討がなされ、平成 28 年 12 月に報告がまとめられた。

この報告及び平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨災害を受けて設置した「水害時の避難・応急対策検討ワーキンググループ」の報告を踏まえ、居住者、滞在者（以下「居住者等」という。）及び要配慮者利用施設や地下街等の所有者又は管理者（以下「施設管理者等」という。また、居住者等とあわせて以下「居住者・施設管理者等」という。）が的確な避難行動をとれるよう、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を改定し、以下の点について内容の充実を図り、ガイドラインの名称を「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」から「避難勧告等に関するガイドライン」に変更するとともに、使いやすさも考慮して、“避難行動・情報伝達編”、“発令基準・防災体制編”に分けることとした。

１．避難勧告等を受け取る立場にたった情報提供の在り方について

- 避難勧告等を発令する際には、その対象者を明確にするとともに、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達すること
- 平時から居住者等に対してその土地の災害リスク情報や、災害時にとるべき避難行動について周知すること
- 近年の被災実績に捉われず、これまでにない災害リスクにも対応できるような情報提供を行うこと
- 地域での声かけ、川の映像情報等、居住者等の避難を促すための情報提供をすること

２．要配慮者の避難の実効性を高める方法について

- 要配慮者利用施設は、その設置目的を踏まえた施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）により、災害に関する計画（以下「災害計画」という。）を作成することとなっている。施設毎の規定については、災害計画は自然

災害からの避難も対象となっていることを認識し、必ずそれを盛り込んだ計画とすること

- 要配慮者利用施設へ情報が確実に伝達されるように、福祉担当部局等と連携を図って、情報伝達体制を定めておくこと
- 災害計画の実効性の確保や、避難訓練の確実な実施を徹底するとともに、それらの具体的な内容を定期的に確認すること

３．躊躇なく避難勧告等を発令するための市町村の体制構築について

- 災害時の応急対応に万全を期すため、災害時において優先させる業務を絞り込み、その業務の優先順位を明確にしておくこと
- 全庁をあげて災害時の業務を役割分担する体制や、発令に直結する情報を市町村長が確実に把握できるような体制を構築すること
- いざという時に、河川管理者や気象台の職員、その経験者、防災知識が豊富な専門家等の知見を活用できるような防災体制を平時から構築しておくこと
- 予期せぬトラブル等があることも想定し、いざという時の伝達手段の充実を図ること
- 上記について、実践や訓練を通じて改善を重ねていくこと

また、平成 28 年台風第 10 号による水害では、高齢者施設において避難準備情報の意味するところが伝わっておらず、適切な避難行動がとられなかったことが課題とされた。そのため、「避難準備情報」の名称について、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインに関する検討会」の報告も踏まえ、浸透しつつある「避難準備」の名称は残すとともに、「要配慮者」を「高齢者等」と表現する等、直感的にわかりやすい表現とし、高齢者等が避難を開始する段階であることを明確にするなどの理由から、「避難準備・高齢者等避難開始」に変更した。併せて、避難勧告と避難指示の差異が明確となるように、「避難指示」に“緊急”を付記することとした。

（変更前）		（変更後）
・「避難準備情報」	→	「避難準備・高齢者等避難開始」
・「避難勧告」	→	「避難勧告」
・「避難指示」	→	「避難指示（緊急）」

本ガイドラインは、各市町村が避難勧告等の発令基準や伝達方法、防災体制等を検討するに当たって、参考とすべき事項を示したものであり、より高度又は臨機応変に運用できる体制を有している市町村においては、本ガイドラインの記載に必ずしもしばられるものではない。

また、本ガイドラインは、関係機関における現時点の技術・知見等を前提としてとりまとめたものであり、今後の運用実態や新たな技術・知見等を踏まえ、より良いガイドラインとなるよう見直しを行っていくこととする。

本ガイドラインは、自然災害のうち洪水及び内水氾濫（以下「洪水等」という。）、土砂災害、高潮、津波に伴う避難を対象としており、積乱雲の急な発達により発生する竜巻、雷、急な大雨といった現象は、適時的確な避難勧告等の発令が困難であることから、それらへの居住者・施設管理者等の対処方法については“避難行動・情報伝達編”の巻末資料で紹介している。また、火

山災害に伴う避難については「噴火時等の具体的で実践的な避難計画策定の手引き」（平成 28 年 12 月）を参照されたい。

1.　市町村の責務と居住者・施設管理者等の避難行動の原則

1.1　市町村の責務と避難勧告等発令の対象とする自然災害

1.1.1　市町村の責務

災害対策基本法において、市町村は、「基礎的な地方公共団体として、当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、当該市町村の地域に係る防災に関する計画（地域防災計画）を作成し、実施する責務を有する」とされており、地域防災計画に記載すべき具体的な内容としては、避難勧告等の発令基準の作成も含まれている。この責任を果たすため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、避難勧告等を発令するものとされており、その権限は市町村長に付与されている。

市町村長が発令する避難勧告、避難指示（緊急）は、居住者等に対する強制力はないものの、拘束力の程度が異なることから、市町村は災害発生のおそれの高まりの程度に応じて、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を使い分けて発令すべきである。あわせて、居住者等は「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難勧告等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが期待されている。

したがって、市町村は、一人ひとりが適切な避難行動をとることができるように平時から防災知識の普及をはかるとともに、災害時には居住者等が判断できる情報を提供する責務を有する。

以上のことから、市町村長は、関係機関からの情報や、自ら収集した情報等により、的確に判断を行い、躊躇することなく避難勧告等を発令し、速やかに居住者等に伝えなければならない。そのため、具体的な発令基準の設定、情報伝達手段の確保、防災体制の整備等を行わなければならない。

また、避難勧告等がどのような考え方にも基づいているのか、居住地等にどのようなリスクがあるか、どのような時にどのような行動をとるべきか等について、居住者等一人ひとりや施設管理者等が理解し、災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、訓練等を通じて、平時から周知徹底を図る必要がある。

1.1.2　対象とする自然災害

本ガイドラインは、自然災害のうち、人的被害が発生するような洪水等、土砂災害、高潮、津波を対象としている。

なお、宅地や流路の状況等を基に事前に検討した結果、氾濫しても居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼさないと判断した小河川や下水道等（以下「小河川・下水道等」という。）からの氾濫については、避難勧告等の発令対象としなくてもよい。ただし、命の危険を及ぼさないと事前に判断した小河川・下水道等であっても、氾濫が発生し、または発生しそうになった際に、事前の想定を超えて命の危険を及ぼすおそれがあると判明した場合には、躊躇なく避難勧告等を発令すべきである。

【災害対策基本法】

（市町村の責務）

第五条　市町村は、基本理念にのつとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

（市町村地域防災計画）

第四十二条　（略）

２　市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一　（略）

二　当該市町村の地域に係る（中略）情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、（中略）その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

（以下、略）

（災害応急対策及びその実施責任）

第五十条　災害応急対策は、次に掲げる事項について、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために行うものとする。

一　警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項

（以下、略）

（市町村長の警報の伝達及び警告）

第五十六条　市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知つたとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

２　市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たつては、要配慮者が第六十条第一項の規定による避難のための立退きの勧告又は指示を受けた場合に円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。

（市町村長の避難の指示等）

第六十条　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

２　前項の規定により避難のための立退きを勧告し、又は指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。

３　災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。

（以下、略）

1.2　居住者・施設管理者等の避難行動

1.2.1　居住者等の避難行動の原則

自然災害に対しては、行政に依存し過ぎることなく、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）に陥ることなく、居住者等が自らの判断で避難行動をとることが原則である。

災害が発生する危険性が高まった場合には、起こりうる災害種別毎のリスクの程度に対応して、市町村長から避難勧告等が発令される。避難勧告等は一定のまとまりをもった範囲に対して発令されるものであり、一人ひとりに対して個別に発令されるものではない。また、突発的な災害では、避難勧告等の発令が間に合わないこともある。各個人の居住地の地形、住宅構造、家族構成等には違いがあるため、適切な避難行動、避難のタイミングは各居住者等で異なることを理解した上で、災害種別毎に自宅等が、立退き避難が必要な場所なのか、あるいは、上階への移動等で命に危険が及ぶ可能性がなくなるのか等について、各居住者等はあらかじめ確認・認識し、自ら避難行動を判断すべきである。

洪水等、土砂災害は台風や前線による降雨により、高潮は台風により発生する場合が多いことから、居住者等は、気象庁から気象情報が発表された場合、強風や大雨の強まりに注意し、最新の気象情報や市町村長から発令される避難勧告等に留意する必要がある。

津波については強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市町村長からの避難指示（緊急）の発令を待たずに、居住者等が自発的かつ速やかに立退き避難をすることが必要である。

1.2.2　施設管理者等の避難行動の原則

施設管理者等は、「1.2.1 居住者等の避難行動の原則」を踏まえた上で、それぞれの施設の設置目的を踏まえた施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）により、利用者の避難計画を含む災害計画を作成することとされていることから、利用者の避難が円滑かつ迅速に進むよう、平時から具体的な災害計画を作成する必要がある。（詳細は「5. 要配慮者等の避難の実効性の確保」を参照）。また、施設管理者等は大雨注意報又は洪水注意報が発表された場合など、リアルタイムで発信される防災気象情報を自ら把握し、早めの避難措置を講じる必要がある。特に、規模の小さな河川等の場合、その水位上昇は極めて速いことが多く、氾濫危険情報の発表後や避難勧告等の発令後、避難等のための時間的余裕はあまりないことから、早めに避難措置を講じる必要がある。さらに、要配慮者利用施設の管理者等は、市町村や消防団、居住者等の地域社会とも連携を図り、避難時に地域の支援を得られるようにする等の工夫をすることが望ましい。

入院患者や施設入所者等、移動が困難な要配慮者は、指定緊急避難場所とそこへの経路を確認しておくとともに、移動に伴うリスクが高いことから、指定緊急避難場所への適切な移動手段が確保できないような場合や事態が急変した場合に備え、「近隣の安全な場所」への避難や「屋内安全確保」がとれるよう、緊急度合いに応じて対応できる複数の避難先を平時から確保するとともに、各施設の災害計画に記載し、訓練を行って実効性を高めるべきである（各施設の災害計画については「5.　要配慮者等の避難の実効性の確保」で詳述）。

一方、法律等による災害計画の作成義務が課せられていなくても、アンダーパスを有する道路の管理者及び地下工事の責任者等においては、洪水等により命が脅かされる危険性がある場合には、防災気象情報や水位情報等に注意を払い、道路利用者や工事関係者等に危険が及ばないよう、立ち入り規制や待避等の措置を適切に講じる必要がある。

1.2.3　居住者・施設管理者等に対して求める避難行動

表 1　避難勧告等により立退き避難が必要な居住者等に求める行動

	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
避難勧告	・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1 への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2 を行う。
避難指示（緊急）	・既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ緊急に避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1 への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2 を行う。

※1　近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※2　屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

注　突発的な災害の場合、市町村長からの避難勧告等の発令が間に合わないこともあるため、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。特に、津波については強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市町村長からの避難指示（緊急）の発令を待たずに、居住者等が自発的かつ速やかに立退き避難をすることが必要である。

居住者・施設管理者等の避難行動に関して、基本的な対応等を以下に記す。

・避難勧告等が出されなくても、「自分の身は自分で守る」という考え方の下に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

・避難勧告等の対象とする区域は一定の想定に基づいて設定したものであり、その区域外であれば一切避難しなくても良いというものではなく、想定を上回る事象が発生することも考慮して、危険だと感じれば、自発的かつ速やかに避難行動をとる。

・台風や同程度の温帯低気圧等（以下「台風等」という。）の接近や大雨により、警報・特別警報が発表された場合は、その時点での避難勧告等の発令の状況を注視し、災害の危険性の有無を確認することが必要である。

・災害発生の可能性が少しでもある場合、居住者等の安全を考慮して、市町村長から避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告が発令されることから、実際には災害が発生しない「空振り」となる可能性が非常に高くなる。避難した結果、何も起きなければ「幸運だった」という心構えが重要である。

・台風等の接近に伴い暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合、立退き避難が必要な居住者等は、暴風警報等に表示される警報級の時間帯（特に暴風の吹き始める時間帯）に留意し、暴風で避難できなくなる前に、各人が判断して早めに立退き避難を行う必要がある。

・自動車による避難は、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることに留意すべきである。市町村は自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するとともに、自動車避難に伴う危険性を居住者等に対して周知に努めるべきである。

・要配慮者利用施設の管理者等は、要配慮者が避難に多くの時間を要するため、避難先への移動にかかる時間を考慮の上、大雨等の注意報が発表された段階から、災害情報等から雨量や雨域の移動等の観測値や防災気象情報等を把握し、早めの措置を講じる必要がある。また、災害時に利用者の避難が円滑かつ迅速に進むよう、平時から具体的な災害計画を作成し、訓練を実施する必要がある。

・地下街等の管理者等は、多数の利用者の避難が円滑かつ迅速に進むよう、関係者と連携し、平時から具体的な災害計画を作成し、訓練を実施する必要がある。

(1)　洪水等

・家屋の流失等のおそれがある場合、自宅最上階まで浸水する場合、長時間の浸水が継続することが予想される場合等、自宅にとどまることで命に危険が及ぶおそれがある居住者等については、指定緊急避難場所まで立退き避難する。

・洪水浸水想定区域の居住者等については、避難勧告等が発令された後、逃げ遅れて、激しい雨が継続するなどして、指定緊急避難場所まで移動することがかえって危険を及ぼすと判断されるような場合は、「近隣の安全な場所」（河川から離れた小高い場所等）へ移動し、それさえ危険な場合は、「屋内安全確保」（屋内の高いところや場合によっては屋上への移動）をとる等、状況に応じて対応する。

・自分がいる場所での降雨はそれほどではなくても、上流部の降雨により急激に河川の水位が上昇することがあるため、洪水注意報が出た段階、上流に発達した雨雲等が見えた段階で河川敷等での活動は控える。

・大雨により、側溝や下水道の排水が十分にできず、浸水している場合は、マンホールや道路の側溝には近づかない。
・洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川（以下「その他河川」という）からの氾濫については、短時間の集中豪雨等で浸水が発生し、避難勧告等の発令が間に合わないこともあることも考慮し、浸水が発生してもあわてず、各自の判断で避難行動をとる。
・その他河川からの氾濫に際し、浸水しているところを移動することは、むしろ危険な場合が多く、また短時間で浸水が解消することが多いことから、孤立したとしても基本的には移動しない。
・その他河川からの氾濫に際して、やむを得ず移動する場合は、浸水した水の濁りによる路面の見通し、流れる水の深さや勢いを見極めて判断する必要がある。
・激しい降雨時には、河川には近づかない。
・小さい川や側溝が勢いよく流れている場合は、その上を渡らない。

(2)　土砂災害

・土砂災害警戒区域・危険箇所等の居住者等については、避難準備・高齢者等避難開始の段階から要配慮者に立退き避難開始を求めることに加え、その他の居住者等に対しても自発的に避難を開始することを推奨する。風雨が強まってからの移動は負担も大きく命の危険を伴う場合があるので、可能な限り、天気が荒れる前に避難を開始することが望ましい。
・土砂災害警戒区域・危険箇所等の居住者等については、避難勧告が発令された時点で、既に付近で土砂災害が発生していることなどにより、指定緊急避難場所までの移動が、かえって命に危険を及ぼしかねないと判断されるような状況の場合には、少しでも早くより安全な場所へと避難する。具体的には、「近隣の安全な場所」（近隣の堅牢な建物、山から離れた小高い場所等）への移動や、「屋内安全確保」（屋内の高いところで山からできるだけ離れた部屋等への移動）をとる等、状況に応じて対応する。
・小さな落石、湧き水の濁りや地鳴り・山鳴り等の土砂災害の前兆現象を発見した場合は、いち早く自発的に避難するとともに、市町村にすぐに連絡する。

(3)　高潮

・暴風時の屋外移動は危険を伴うこと、海岸堤防等の倒壊等が発生したとしても屋外への避難行動が必要とは限らないことから、高潮からの避難では、暴風が吹き始めるまでに予想最高潮位に応じた浸水想定範囲外への避難行動をとる必要がある。
・高潮浸水想定区域の居住者等については、避難勧告等が発令された後、逃げ遅れるなどして、指定緊急避難場所まで移動することがかえって危険を及ぼすと判断されるような場合は、「近隣の安全な場所」（海岸から離れた小高い場所等）へ移動し、それさえ危険な場合は、「屋内安全確保」（屋内の高いところや場合によっては屋上への移動）をとる等、状況に応じて対応する。
・台風等の接近が予想される時には、海沿いには近づかない。

(4)　津波

・津波のおそれがある地域にいるときや海沿いにいるとき、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた者は、津波警報等の発表や避難指示（緊急）の発令を待たずに、自発的かつ速やかに避難行動をとる。

※土砂災害警戒判定メッシュ情報と居住者等の避難行動

・土砂災害警戒判定メッシュ情報において、黄色のメッシュは、「実況または予想で大雨注意報基準に到達」することを示しており、この段階から、今後の大雨警報（土砂災害）の発表に注意し、土砂災害警戒判定メッシュ情報で発表される危険度をこまめに入手することが望ましい。

・赤色のメッシュは、「実況または予想で大雨警報（土砂災害）基準に到達」することを示しており、この基準は要配慮者の避難に要する時間を考慮して設定されている。このため、土砂災害警戒区域・危険箇所等に居住する要配慮者はこの段階で避難開始となる。また、土砂災害の予測の困難さから、その他の居住者等も、この段階から自発的に避難を開始することが強く望まれる。

・薄い紫色のメッシュは、「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」することを示しており、人命や身体に危害を生じる土砂災害がいつ発生してもおかしくない非常に危険な状況となっている。

・濃い紫色のメッシュは、「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」し、過去の土砂災害発生時に匹敵する極めて危険な状況となっており、すでに土砂災害が発生していてもおかしくない。このため、土砂災害警戒区域・危険箇所等の居住者等は、可能な限り早めの避難行動を心がけ、遅くとも該当するメッシュが薄い紫色になった段階で速やかに避難行動を開始し、濃い紫色に変わるまでに避難行動を完了しておく必要がある。

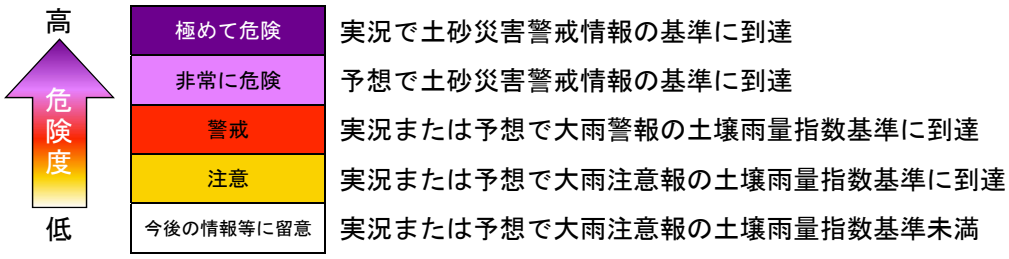

2.　避難行動（安全確保行動）の考え方

2.1　避難の目的

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」である。

居住者・施設管理者等は、命を守るという観点から、災害のどのような事象が命を脅かす危険性を持つことになるのかを認識し、避難行動をとるにあたっては、次に掲げる事項をできる限り事前に明確にしておく必要がある。

① 災害種別毎に、どの場所にどのような脅威があるのか、あらかじめ認識しておくこと
② それぞれの脅威に対して、どのような避難行動をとれば良いかを認識しておくこと
③ どのタイミングで避難行動をとることが望ましいかを認識しておくこと

2.2　避難行動

平成 25 年の災害対策基本法改正（以下「災対法改正」という。）以前における避難行動は、小中学校の体育館や公民館といった公的な施設への避難が一般的であった。

災対法改正以後、避難勧告等の対象とする避難行動については、命を守るためにとる、次の全ての行動を避難行動としている。居住者・施設管理者等は、ハザードマップ等を基に、避難勧告等が発令された時の避難行動をあらかじめ考えておく必要がある。なお、親戚や友人の家等の自主的な避難場所へと立退き避難する場合には、それらの安全性を各災害のハザードマップ等であらかじめ確認しておくとともに、その場所までの移動時間を考慮して自ら避難行動開始のタイミングを考えておく必要がある。

① 指定緊急避難場所への立退き避難
② 「近隣の安全な場所」（近隣のより安全な場所・建物等）への立退き避難
③ 「屋内安全確保」（その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動）

2.2.1　本ガイドラインにおける避難行動の呼称

本ガイドラインにおいては、避難勧告等が発令された場合、そのときの状況に応じて取るべき避難行動が異なることから、指定緊急避難場所や「近隣の安全な場所」へ移動する避難行動を「立退き避難」と呼ぶこととし、屋内に留まる安全確保を「屋内安全確保」と呼ぶこととする。

なお、これまで、その場を立ち退いて近隣の安全を確保できる場所に一時的に移動することを「水平避難（又は水平移動）」、自宅などの居場所や安全を確保できる場所に留まることを「待避」、屋内の 2 階以上の安全を確保できる高さに移動することを「垂直避難（又は垂直移動）」と呼んでいる場合があるが、「立退き避難」は「水平避難」を意味しており、「屋内安全確保」は「待避」又は「垂直避難」を意味している。既に各地域で「水平避難」「垂直避難」等という表現や運用が定着しているのであれば、それらの表現を各地域で継続して用いることを妨げるものではない。

2.2.2　避難勧告等と避難行動

災害対策基本法における市町村長の避難勧告等に関しては、「居住者等に対し、避難のための立退きを勧告し」としており、避難勧告は、避難のための（家屋等の現在いる危険な場所からの）立退きの勧告を意味している。また、災対法改正によって「屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。」という行動形態が追加された。基本的な考え方としては、避難勧告等では指定緊急避難場所への立退き避難を勧告・指示し、災害が発生した場合や災害の発生が切迫しており、屋外での移動がかえって命に危険を及ぼしかねない場合には、あわせて屋内での待避等の安全確保も指示する。

市町村長から避難勧告等が発令された時には、あらかじめ考えておいた避難行動を速やかにとる必要がある。ただし、指定緊急避難場所への立退き避難にあたり、居住者等は自らの判断で避難行動を選択すべきものであること、周囲の状況によっては指定緊急避難場所等への移動がかえって命に危険を及ぼしかねない場合もあることから、本ガイドラインにおいては、「屋内安全確保」も避難勧告等が促す避難行動とすることとする。

以下に、避難勧告等が発令された場合の具体的な避難行動を示す。

市町村長から避難準備・高齢者等避難開始が発令された際には、避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する必要がある。その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。特に、急激な水位上昇のおそれがある河川沿いの居住者や、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域・土砂災害危険箇所（以下「土砂災害警戒区域・危険箇所等」という。）の居住者等については、精確な事前予測が困難であることから、避難準備・高齢者等避難開始の段階から要配慮者は立退き避難を開始することに加え、その他の居住者等も自発的に避難を開始することが望ましい。入院患者や施設入所者等、移動が困難な要配慮者は、指定緊急避難場所への適切な移動手段が確保できなくなった場合や、事態が急変した場合には、「近隣の安全な場所」へ避難することも考えられる。

市町村長から避難勧告が発令された際には、予測される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する必要がある。指定緊急避難場所への移動にあたり、浸水がすでに始まっている避難経路を視界が十分に確保することができない中で長距離移動する場合や、避難経路の途上で土砂災害のおそれがある場合等、移動途上で被災するおそれがあり、指定緊急避難場所へ移動することがかえって危険であると、居住者・施設管理者等が自ら判断した場合には、次善の避難行動として、指定緊急避難場所以外の「近隣の安全な場所」へ移動することも避難行動として考えられる。さらに、「近隣の安全な場所」への避難すら危険だと、居住者・施設管理者等が自ら判断した場合には、命が助かる可能性が少しでも高い避難行動として、やむを得ず、その時点にいる建物において、より安全な場所（例えば屋内の高いところや、場合によっては屋上も考えられる）へ移動する「屋内安全確保」を行うことも考えられる。

市町村長から避難指示（緊急）が発令された際には、既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっていることから、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定緊急避難場所に緊急に避難する必要がある。指定緊急避難場所へ避難することがかえって危険な状況下では、避難勧告と同様に、状況に応じて「近隣の安全な場所」へ緊急に避難することや、「屋内安全確保」を行うことも考えられる。

居住者・施設管理者等は、ハザードマップ等を基に、どの指定緊急避難場所へどの経路で立退き避難するか等、避難勧告等が発令された時の避難行動をあらかじめ考えておく必要がある。しかしながら、あらかじめ考えておいた指定緊急避難場所への立退き避難がかえって危険な場合においては、上記のように状況に応じた臨機応変な避難行動が求められる。

なお、洪水等と高潮については、浸水する区域であっても、床下浸水にとどまる等、命を脅かす危険性がないと考えられる区域については、避難勧告等の発令対象区域から外れている場合があること、避難行動としては屋内安全確保で十分である場合があることを、居住者・施設管理者等は認識しておくべきである。ただし、事前の想定を超えて命の危険を及ぼすおそれがあると判明した場合や、居住者・施設管理者等自身が必要と判断する場合は、立退き避難を含め、その時点でとり得る命を守る避難行動をとるべきである。

2.2.3　指定緊急避難場所と指定避難所

災対法改正以前は避難場所及び避難所の定義が明確でなかったこともあり、切迫した災害の種別に対する避難場所の安全性を確認せずに最寄りの避難場所に避難した結果、被災することもあった。また、緊急的に命の安全を確保するために移動する場所も、被災後に当面の避難生活を送る場所も、いずれも避難所と呼ばれていた。これらを踏まえ、避難行動をとる際の安全確保の観点から、災対法改正により避難場所と避難所を明確に区分することとし、あらかじめ市町村が指定緊急避難場所と指定避難所として指定することとされた。指定緊急避難場所については、洪水等、土砂災害等の災害種別に適した建物等が指定されることとなった。

市町村においては早期に指定を完了させるとともに、切迫した災害の種別に対応した指定緊急避難場所に避難すべきことについて、居住者・施設管理者等に充分に周知をはかるものとする。

また、指定要件を満たす施設等が遠く離れた地域にしか存在しない場合には、避難行動が遅れた場合に備え、自主防災組織等が地域内で比較的安全な施設等を「近隣の安全な場所」として自主的に設定することに対して助言することも考えられる。そのような場合は、早めに避難行動を開始することにより可能な限り指定緊急避難場所への立退き避難を心がけることが原則であること、「近隣の安全な場所」は比較的安全とはいえ一定のリスクを抱えている場合もあること等も含めて助言しなければならない。さらに、自市町村内で指定緊急避難場所を確保できない場合においては、近隣市町村に指定緊急避難場所を確保することも検討すべきである。

なお、指定緊急避難場所については、命を守るために緊急的に避難するための場所であるから、緊急的に使用できる状況を確保するものとされており、行政職員の到着を待たずとも、自主防災組織をはじめとする居住者等によって開錠等ができるようにしておく等、工夫をすべきである。

指定緊急避難場所：切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所として、あらかじめ市町村が指定した施設・場所

指定避難所：災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所として、あらかじめ市町村が指定した施設

【災害対策基本法】

（指定緊急避難場所の指定）

第四十九条の四　市町村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならない。

（指定避難所の指定）

第四十九条の七　市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。）の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。

3.　避難勧告等を受け取る立場にたった情報提供の在り方

3.1　平時からの情報提供

市町村は、居住者・施設管理者等が過去の被災実績に捉われず、これまでにない災害リスクにも自ら対応できるよう、平時から居住者・施設管理者等に対して災害リスク情報や、災害時に対象者がとるべき避難行動、避難勧告等の発令単位となる地区名について、その考え方も含めて説明を徹底すべきである。特に、避難行動に関しては、避難勧告等が発令された段階で指定緊急避難場所へ立退き避難すること等のとるべき避難行動をあらかじめ考えておくことや、災害時には状況に応じて「近隣の安全な場所」への立退き避難、「屋内安全確保」といった臨機応変な避難行動をとらなければならない場合があることを十分に周知するとともに、居住者等が最終的に避難行動を判断しなければならないということを確実に伝えるべきである。

そして、市町村は、居住者・施設管理者等が避難行動を判断する際に参考となる各種の防災関連情報を入手しやすくするための環境整備を進めるとともに、居住者・施設管理者等に対して、防災関連情報の入手手段や活用方法等について平時から周知しておくべきである。

周知の方法として、例えば、以下のような居住者・施設管理者等向けのパンフレットの配布が考えられる。

＜要配慮者利用施設の管理者等向けパンフレット＞

（電子ファイル：http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/kokyodantai/index.html）

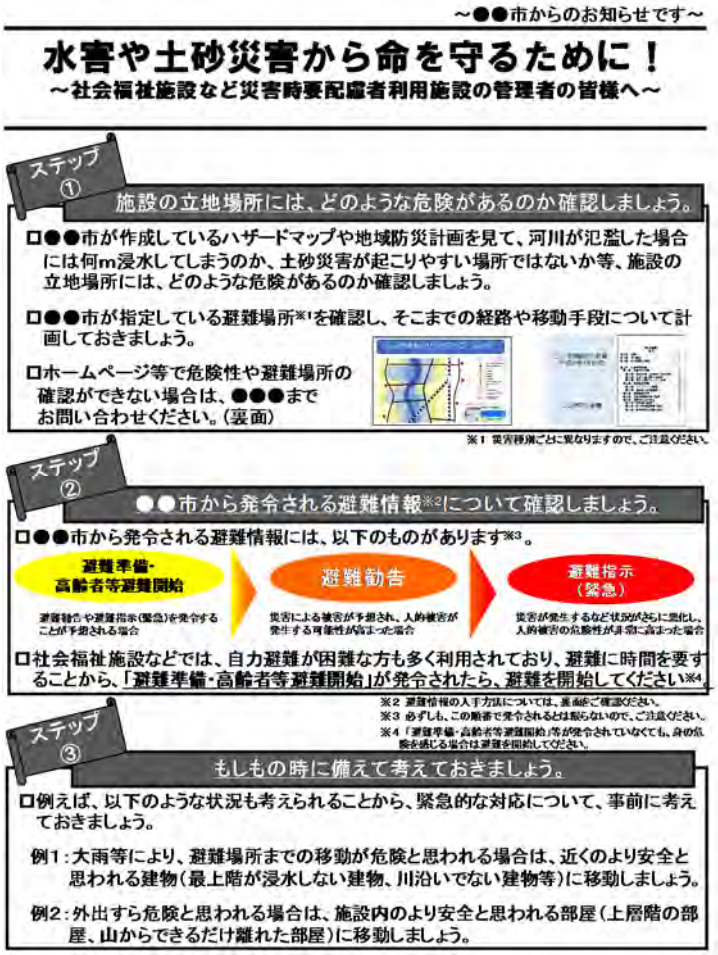

＜居住者向けパンフレット＞

（電子ファイル：http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/kokyodantai/index.html）

～●●市からのお知らせです～

水害や土砂災害から自らの命、家族の命を守るために！

適時適切な避難を行うために、家族や地域で確認しましょう。

ステップ①

自宅や学校・職場には、どのような危険があるのか確認しましょう。

□●●市が作成しているハザードマップや地域防災計画を見て、河川が氾濫した場合には何m浸水してしまうのか、土砂災害が起こりやすい場所ではないか等、自宅や学校・職場等のよく立ち入る場所には、どのような危険があるのか確認しましょう。

□●●市が指定している避難場所※1を確認し、そこまでの経路や移動手段について計画しておきましょう。

□ホームページ等で危険性や避難場所の確認ができない場合は、●●●までお問い合わせください。（裏面）

※1 災害種別ごとに異なりますので、ご注意ください。

ステップ②

●●市から発令される避難情報※2について確認しましょう。

□●●市から発令される避難情報には、以下のものがあります※3。

避難勧告や避難指示（緊急）を発令することが予想される場合

避難準備・高齢者等避難開始

□ 避難に時間を要する人（ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等）とその支援者は避難を開始しましょう。

□ その他の人は、避難の準備を整えましょう。

災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合

避難勧告

□ 避難場所へ避難をしましょう。

災害が発生するなど状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった場合

避難指示（緊急）

□ まだ避難していない場合は、直ちにその場から避難をしましょう。

□ 外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、自宅内のより安全な場所に避難をしましょう。

※2 避難情報の入手方法については、裏面をご確認ください。

※3 必ずしも、この順番で発令されるとは限らないので、ご注意ください。また、これらの情報が発令されていなくても、身の危険を感じる場合は避難を開始してください。

ステップ③

もしもの時に備えて考えておきましょう。

□例えば、以下のような状況も考えられることから、緊急的な対応について、事前に考えておきましょう。

例1：大雨等により、避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くのより安全と思われる建物（最上階が浸水しない建物、川沿いでない建物等）に移動しましょう。

例2：外出すら危険と思われる場合は、建物内のより安全と思われる部屋（上層階の部屋、山からできるだけ離れた部屋）に移動しましょう。

また、居住者・施設管理者等への防災知識の継続的な普及を図るため、映像等を用いたわかりやすい資料により、児童を含めた防災教育を積極的に進めることが望ましい。

3.1.1　居住者・施設管理者等が避難行動をあらかじめ認識するための取組み

これまで、自治体は災害種別毎にハザードマップを作成し、居住者・施設管理者等への配布や広報に努めているが、様々な災害が想定されること、災害発生時に使われる形で保管されていない等から、実際の避難行動に十分役立っていない可能性がある。

避難勧告等が発令された場合、居住者等が短時間のうちに適切な避難行動をとるためには、自分の身は自分で守るという意識の下、居住者等が、あらかじめ想定される災害毎にどのような避難行動をとれば良いか、立退き避難をする場合にどこに行けば良いか、避難に際してどのような情報に着目すれば良いか等をあらかじめ認識し、居住者等が主体的に具体的な避難に関する計画を検討しておく必要がある。

施設管理者等においては、利用者の避難誘導等を適切に実施する必要があることから、災害毎に利用者がとるべき避難行動、避難先、避難に際して着目すべき情報等をあらかじめ認識し、平時から具体的な災害計画を策定し、訓練を実施しておく必要がある。

そのためには、居住者・施設管理者等が、想定される災害毎に、それぞれ避難すべき施設や避難に際して確認すべき防災情報など、避難に当たりあらかじめ把握しておくべき情報を記載する「災害・避難カード」を作成することが望ましい。「災害・避難カード」の作成及び活用の方法は、内閣府のホームページにある「災害・避難カード　事例集」を参照されたい。

（事例集：http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/pdf/saigai_jireisyu.pdf）

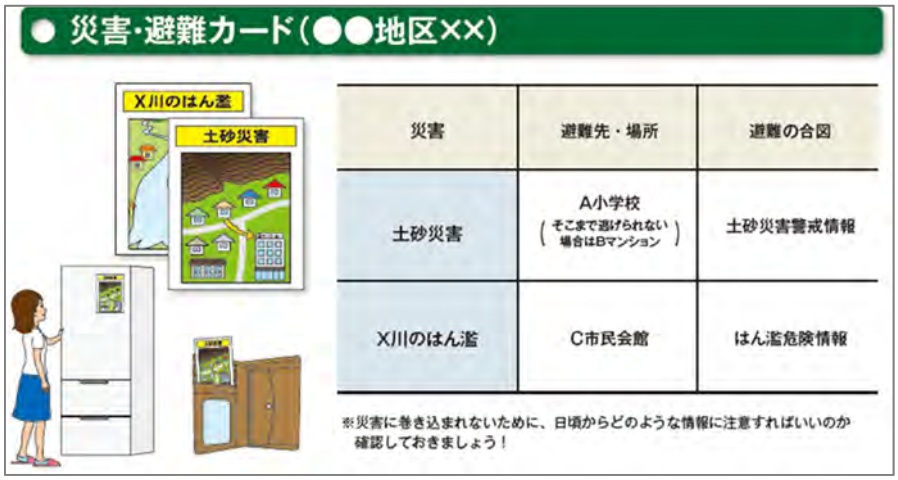

図１　**災害避難カードの作成例**

これにより、災害種別毎に作成されているハザードマップ等の情報を基にして、各家庭や各施設において、災害種別毎にどう行動するのかを確認し、災害時は、自ら Web 上の防災情報や、市町村長が発する避難勧告等の情報を判断材料として、悩むことなく、あらかじめ定めた避難行動をとることができるようにしておく必要がある。

3.2　災害発生のおそれが生じた場合における情報の伝達

台風による大雨発生等、事前に予測が可能な場合において、災害発生の危険性が高まった場合には、災害の危険が去るまでの間、避難勧告等の発令の今後の見通し、発令時に対象者がとるべき避難行動等について、時々刻々と変化する状況を居住者・施設管理者等に対して繰り返しわかりやすい言葉で伝達することが望ましい。特に、以下について徹底を図ることが望ましい。

- 気象警報等、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、土砂災害警戒判定メッシュ情報などの防災気象情報等を収集し、その時点の状況や避難勧告等の発令の見通し等、居住者・施設管理者等に対して早い段階から確実な情報提供を行うこと
- 避難場所については、避難勧告等発令時に円滑に避難できるよう、事前に居住者・施設管理者等に周知すること
- 避難勧告等の発令時に、その対象者を明確にするとともに、対象者ごとにとるべき具体的な避難行動を、災害発生前から周知すること

また、市町村は、川の映像情報の提供等、居住者・施設管理者等が避難しなければならないと思うような情報提供を実施することが望ましい。加えて、市町村は、お互いに避難行動を呼

びかける地域での声かけがなされやすいような環境整備を進めることが望ましい。

3.3　避難勧告等の伝達

避難勧告等を発令する際には、その対象者を明確にするとともに、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達すべきである。また、避難勧告等の伝達は、共通の情報を多様な伝達手段を組み合わせることで、広く確実に伝達すべきである。危機的な状況になった場合は、市町村長から居住者・施設管理者等に直接呼びかけることも考えられる。

避難準備・高齢者等避難開始の伝達にあたっては、避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は避難を開始することを確実に伝達すべきである。また、その他の人については、立退き避難の準備を整えるとともに、急激な水位上昇のおそれがある河川沿いの居住者や、土砂災害警戒区域・危険箇所等の居住者等については、事前予測が困難であることから、避難準備・高齢者等避難開始の段階から要配慮者に立退き避難開始を求めることに加え、その他の居住者等に対しても自発的に避難開始することを伝達すべきである。

防災行政無線は、大量の情報を正確に伝達することが難しいことから、伝達文は簡潔にすること、避難行動をとってもらうために緊迫感のある表現で、対象者がとるべき行動を具体的に示すこと、風雨等で聴き取りづらいことから繰り返すこととすべきである。

避難勧告等を発令する際には、対象者がとるべき避難行動を理解できるよう、どのような災害が、どの地域に発生するおそれがあるのか、どのような避難行動をとるべきか等を具体的に伝える必要があることから、市町村は、予めマニュアル等に災害種別に応じた伝達文を定めておくべきである。

以下に、防災行政無線を使用して、口頭で伝達する場合の避難勧告等の伝達文の一例を示す。なお、ここで示した例に捉われず、市町村が地域の状況を踏まえ自ら表現の工夫を行うことが望ましい。また、実際に伝達する際には、避難経路通行止めのおそれ、複数の災害発生のおそれ等、様々な状況に応じて臨機応変に伝達内容を工夫することが必要である。

3.3.1　洪水

＜避難勧告等の伝達文の例＞

1)　避難準備・高齢者等避難開始の伝達文の例

■緊急放送、緊急放送、避難準備・高齢者等避難開始発令。

■こちらは、○○市です。

■○○地区に○○川に関する避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。

■○○川が氾濫するおそれのある水位に近づいています。

■次に該当する方は、避難を開始してください。

・お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子供がいらっしゃる方など、避難に時間のかかる方と、その避難を支援する方については、避難を開始してください。

・川沿いにお住まいの方（急激に水位が上昇する等、早めの避難が必要となる地区がある場合に言及）については、避難を開始してください。

■それ以外の方については、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難をしてください。

■避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。

2)　避難勧告の伝達文の例

■緊急放送、緊急放送、避難勧告発令。

■こちらは、○○市です。

■○○地区に○○川に関する避難勧告を発令しました。

■○○川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。

■速やかに避難を開始してください。

■避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

3)　避難指示（緊急）の伝達文の例

■緊急放送、緊急放送、避難指示発令。

■こちらは、○○市です。

■○○地区に○○川に関する避難指示を発令しました。

■○○川の水位が堤防を越えるおそれがあります。

■未だ避難していない方は、緊急に避難をしてください。

■避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の高いところに緊急に避難してください。

■○○地区で堤防から水があふれだしました。現在、浸水により○○道は通行できない状況です。○○地区を避難中の方は大至急、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の安全な場所に避難してください。

（※注　命を守るための最低限の安全確保行動を行うことを呼びかける。）

3.3.2　土砂災害

＜避難勧告等の伝達文の例（土砂災害）＞

1)　避難準備・高齢者等避難開始の伝達文の例

■緊急放送、緊急放送、避難準備・高齢者等避難開始発令。

■こちらは、○○市です。

■○○地区に土砂災害に関する避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。

■土砂災害の危険性が高まることが予想されます。

■次に該当する方は、避難を開始してください。

・お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子供がいらっしゃる方など、避難に時間のかかる方と、その避難を支援する方

・崖の付近や沢沿いにお住まいの方（早めの避難が必要となる地区がある場合に言及）については、避難を開始してください。

■それ以外の方については、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難をしてください。

■避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。

2)　避難勧告の伝達文の例

■緊急放送、緊急放送、避難勧告発令。

■こちらは、○○市です。

■○○地区に土砂災害に関する避難勧告を発令しました。

■土砂災害の危険性が高まっています。

■速やかに避難を開始してください。

■避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

3)　避難指示（緊急）の伝達文の例

■緊急放送、緊急放送、避難指示発令。

■こちらは、○○市です。

■○○地区に土砂災害に関する避難指示を発令しました。

■△△地区で土砂災害の発生（または、山鳴り、流木の流出）が確認されました。

■土砂災害の危険性が極めて高まっています。

■未だ避難していない方は、緊急に避難をしてください。

■避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の山から離れた高いところに緊急に避難してください。

3.3.3　高潮

＜避難勧告等の伝達文の例（高潮）＞

1)　避難準備・高齢者等避難開始の伝達文の例

■緊急放送、緊急放送、避難準備・高齢者等避難開始発令。

■こちらは、○○市です。

■○○地区に高潮に関する避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。

■高潮の危険性が高まることが予想されます。

■次に該当する方は、避難を開始してください。

・お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子供がいらっしゃる方など、避難に時間のかかる方と、その避難を支援する方

・海岸沿いにお住まいの方（早めの避難が必要となる場合に言及）については、避難を開始してください。

■それ以外の方については、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難をしてください。

■避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。

2)　**避難勧告の伝達文の例**

■緊急放送、緊急放送、避難勧告発令。

■こちらは、○○市です。

■○○地区に高潮に関する避難勧告を発令しました。

■高潮の危険性が高まっています。

■速やかに避難を開始してください。

■避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

3)　**避難指示（緊急）の伝達文の例**

■緊急放送、緊急放送、避難指示発令。

■こちらは、○○市です。

■○○地区に高潮に関する避難指示を発令しました。

■高潮の危険性が極めて高まっています。

■未だ避難していない方は、緊急に避難をしてください。

■避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の高いところに緊急に避難してください。

3.3.4　津波

＜避難勧告等の伝達文の例（津波）＞

1)　**避難指示（緊急）の伝達文の例（大津波警報、津波警報が発表された場合）**

■緊急放送、緊急放送、避難指示発令。

■こちらは、○○市です。

■大津波警報（または、津波警報）が発表されたため、○○地域に避難指示を発令しました。

■ただちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。

※「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。

2)　**避難指示（緊急）の伝達文の例（強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合）**

■緊急放送、緊急放送、避難指示発令。

■こちらは、○○市です。

■強い揺れの地震がありました。

■津波が発生する可能性があるため、○○地域に避難指示を発令しました。

■ただちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。

※「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。

3)　**避難指示（緊急）の伝達文の例（津波注意報が発表された場合）**

■緊急放送、緊急放送、避難指示発令。

■こちらは、○○市です。

■津波注意報が発表されたため、○○地域に避難指示を発令しました。

■海の中や海岸付近は危険です。ただちに海岸から離れて高い場所に緊急に避難してください。

※「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。

なお、避難勧告等を発令したときは、市町村長はその旨を都道府県知事に報告する必要があるため、情報伝達先、手段を確認すべきである。この他、国土交通省の河川事務所や地方気象台、消防、警察等の関係機関にも情報伝達することが望ましい。

また、避難勧告等が解除された場合には、居住者・施設管理者等に対し、どの情報が継続して出ていて、どの情報が解除されたのか、あるいは全ての情報が解除されたのか等を明確に伝達すべきである。

3.4　居住者・施設管理者等に自らの判断による避難を促す防災気象情報等の提供

市町村は、災害のおそれがある各段階で、居住者・施設管理者等が自らの判断による避難を促すため、防災気象情報や画像情報等を有効に活用し、居住者・施設管理者等が適切に避難行動をとれるよう促すべきである。そのために、市町村は、災害のおそれがある時に居住者・施設管理者等が迅速かつ容易にそれらの情報を取得できるよう、情報が入手しやすい環境整備を進めるとともに、国や都道府県、メディア等と連携しつつ、平時からあらゆる機会を活用し、防災気象情報等が示す内容とその入手方法等についてわかりやすく周知すべきである。

以下に、リアルタイムで入手できる防災気象情報等のうち、国・都道府県等が提供している主要なものを示す（防災気象情報等の一覧とその詳細は“巻末資料Ｉ”を参照）。

3.4.1　気象情報、気象注意報・警報・特別警報

(1)　気象情報

台風情報　：台風が発生したときに発表される。台風の位置や中心気圧等の実況及び予想が記載されている。台風が日本に近づくに伴い、より詳細な情報がより更新頻度を上げて提供される。

府県気象情報　：警報等に先立って警戒・注意を呼びかけたり、警報等の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点等を解説したりするために、都道府県単位（北海道、沖縄県ではさらに細かい単位）で適時発表される。

(2)　気象注意報・警報・特別警報

気象警報等　：気象現象等によって災害が起こるおそれのあるときに発表される。注意報、警報、特別警報の 3 種類がある（洪水についての特別警報はない）。また、気象警報等の内容には、各市町村における今後の注意報級・警報級の現象が予想される時間帯（注意警戒期間）、最大 1 時間雨量、最大風速、最高潮位等の量的な予想値も記載されている。

気象警報・注意報は、居住者等の安全確保行動がとられるまでに要する時間

を考慮して、災害に結びつくような激しい現象が発生する 3～6 時間前（ただし短時間の強雨については 2～3 時間前）の時点で発表することが基本とされている。また、6～24 時間以内に警報基準に到達する可能性が高いと予想されている場合には、警報に切り替える可能性に言及した注意報が発表される。

3.4.2　雨量に関する情報

(1)　地点雨量

アメダス　　：各観測地点で実測した降水量：10 分毎

テレメータ雨量、リアルタイム雨量：各観測地点で実測した降水量：10 分毎

(2)　面的な雨量

レーダ雨量（C バンドレーダ）：1km メッシュ、5 分毎

レーダ雨量（XRAIN）：250m メッシュ、1 分毎

リアルタイムレーダー：各レーダー情報の重ね合わせ：5 分毎

解析雨量　　：レーダーとアメダス等の降水量観測値から作成した降水量の分布
　　：1km メッシュ、30 分毎

高解像度降水ナウキャスト：レーダー実況と 1 時間先までの降水強度
　　：250m メッシュ（30 分先まで）、1km メッシュ（60 分先まで）、5 分毎

降水短時間予報　：6 時間先までの 1 時間毎の降水量分布の予想　：1km メッシュ、30 分毎

(3)　流域平均雨量等

洪水予報河川、水位周知河川及び水位を監視している河川の避難勧告等の判断に活用できる。特に、中山間地の河川など、降雨から洪水発生までの時間が短い河川においては、有効な場合が多い。市町村向け川の防災情報を活用すれば参照できる。

3.4.3　洪水等に関する情報

(1)　洪水予報河川における指定河川洪水予報（水位予測）、水位周知河川における水位到達情報

a)　避難行動を判断する目安とする水位

洪水予報河川及び水位周知河川では、避難行動を判断する目安とする水位が河川毎に定められている。なお、洪水予報河川は、流域面積が大きく、洪水により大きな損害を生ずる河川について、その区間を定めて指定される。

洪水予報河川	：	水位や流量の予報（洪水予報）が行われる河川	約　400 河川
水位周知河川	：	現状の水位や流量の情報が提供される河川	約 1,600 河川

（平成 28 年 3 月時点）

氾濫注意水位：　水防団の出動の目安

避難判断水位：　市町村長の避難準備・高齢者等避難開始の発表判断の目安、河川の氾濫に関する居住者等への注意喚起

氾濫危険水位：　　市町村長の避難勧告等の発令判断の目安、居住者等の避難判断、相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位

b)　**指定河川洪水予報及び水位到達情報の名称と発出されるタイミング**

洪水予報河川における指定河川洪水予報、水位周知河川における水位到達情報では、到達した水位に応じた警報等が発表される。指定河川洪水予報、水位到達情報の発表単位に複数の主要な水位観測所が含まれている場合は、そのうち最も危険度が高い水位観測所の水位等に応じた指定河川洪水予報、水位到達情報が発表される。

さらに、洪水予報河川においては、指定河川洪水予報として、各水位への到達にあわせて水位予測が公表される。水位予測は主要な水位観測所毎に発表される。水位予測は3時間程度先までであることが多い。

指定河川洪水予報、水位到達情報	状況（2段に分かれているものは、上段は指定河川洪水予報、下段は水位到達情報を指す）
氾濫発生情報	・氾濫が発生した時
氾濫危険情報	・氾濫危険水位に到達した時
氾濫警戒情報	・避難判断水位に到達した時、あるいは水位予測に基づき氾濫危険水位に達すると見込まれた時 ・避難判断水位に到達した時
氾濫注意情報	・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれた時 ・氾濫注意水位に到達した時

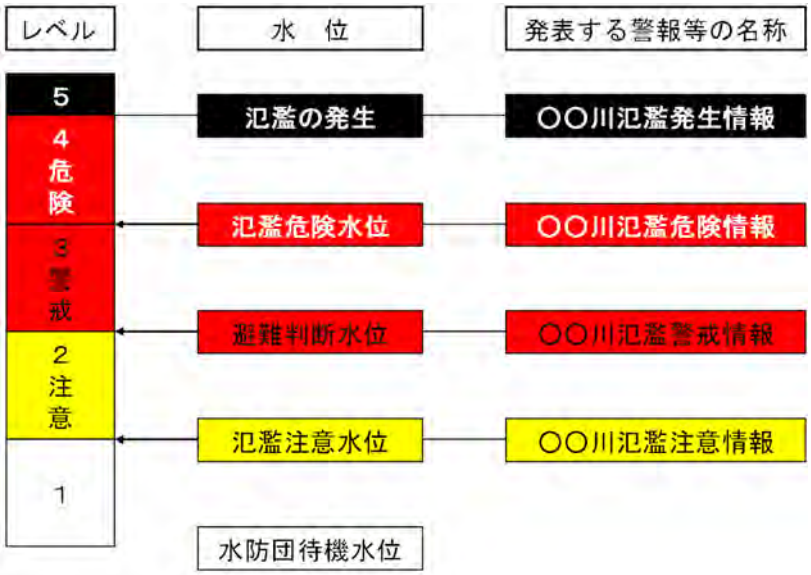

図２　洪水予報河川、水位周知河川における「避難判断の目安となる水位」と指定河川洪水予報、水位到達情報

注1　水位周知河川においては、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達情報のみが発表される場合もある。

注2　同じ河川で複数の基準観測所がある場合、洪水予報文では、観測所毎の危険度の状況を主文に記載している。このため、どこの観測所が当該市町村・区域に対応するか確認する必要がある。

注3　洪水予報河川、水位周知河川、水位周知下水道だけでなく、それ以外の河川や下水道（以下「その他河川等」という。）においても、氾濫注意水位（警戒水位）、水防団待機水位（通報水位）が設定されている場合がある。

(2)　内水氾濫危険情報

水位周知下水道において所定の水位に到達した場合、内水氾濫危険情報が発表される。市町村長の避難勧告等の発令判断、居住者・施設管理者等の避難判断の目安となる。

(3)　流域雨量指数の 6 時間先までの予測値（以下「流域雨量指数の予測値」という。）（平成 29 年度出水期から提供開始）

水位周知河川及びその他河川の避難準備・高齢者等避難開始等の判断に活用する。河川の流域単位で降雨の流出・流下過程を簡易的に考慮した情報。上流域の雨量の予測情報（6 時間先までの降水短時間予報）を取り込んで、上流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算し、指数化した値を 6 時間先までの予測値として算出している。洪水警報等の基準値（以下「基準値」という。）への到達状況に応じて、対象地点における 6 時間先までの洪水危険度を判断できるため、流域雨量指数を使用する場合には、その値だけではなく基準値との比較によって色分け表示される危険度を参照することが重要である。基準値は、過去の洪水発生時の流域雨量指数の値を網羅的に調査した上で設定しているため、流域雨量指数の計算では考慮されていない要素（ダムや堰、水門等の人為的な流水の制御、潮位の影響及び支川合流の影響、堤防等のインフラの整備状況の違いなど）も基準値には一定程度反映されている。気象庁から提供される防災情報提供システムで参照できる。

3.4.4　土砂災害に関する情報

(1)　土砂災害警戒情報

市町村における避難勧告等の判断を支援するため、都道府県と地方気象台等が共同で発表する情報である。大雨警報（土砂災害）等が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が更に高まったときに発表される。この情報は避難勧告発令の重要な判断要素であるが、市町村内における危険度には地域差があることから、後述する土砂災害に関するメッシュ情報を用いて避難対象区域を絞り込む必要がある。市町村単位で発表されることがほとんどであるが、都道府県と気象台等が、居住者等への情報伝達、情報の利用しやすさ、警戒避難体制等について協議のうえで、市町村を細分した区域ごとに発表している場合もある。

(2)　土砂災害警戒判定メッシュ情報

大雨警報（土砂災害）及び土砂災害警戒情報等を補足する情報であり 5km 四方の領域（メッシュ）ごとに、土砂災害の危険度を 5 段階に判定した結果を表示している。避難に要する時間を確保するために 2 時間先までの土壌雨量指数等の予想を用いている。気象庁が提供している。

(3)　都道府県が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報※

都道府県毎、1～5km メッシュ、10 分～60 分毎、最大 2～3 時間先までの土砂災害の危険度を表示

注　ほとんどの都道府県が、メッシュ単位の土砂災害発生危険度や危険度の推移がわかるスネーク曲線等の情報を一般公開しており、国土交通省のホームページから、各都道府県のページにリンクしている。市町村単位で発表される土砂災害警戒情報に比べて、時間的、空間的によりきめ細かく土砂災害の発生危険度を把握できる。本ガイドラインでは、気象庁が提供する土砂災害警戒判定メッシュ情報（5km メッシュ）と各都道府県が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報　（1～5km メッシュ）をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶこととする。

3.4.5　潮位に関する情報

(1)　予想最高潮位

高潮注意報・警報・特別警報及び府県気象情報等の中で明示される。

(2)　潮位観測情報

3 日間（昨日・今日・明日）又は 1 日毎の実測潮位及び予測潮位（実際の潮位、天文潮位、潮位偏差）を速報的に表示：cm 単位、5 分又は 10 分毎

(3)　高潮氾濫危険情報

水位周知海岸において所定の水位に到達した場合、高潮氾濫危険情報が発表される。

3.4.6　津波に関する警報・情報等

(1)　津波警報等

地震発生時に地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合に、地震発生後約 3 分を目標に発表される。大津波警報、津波警報、津波注意報がある。

(2)　津波情報等

津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、沖合や沿岸で観測された津波の第 1 波到達時刻、それまでに観測された最大波の高さ等を発表

4. 避難勧告等の伝達手段と方法

避難勧告等を居住者・施設管理者等に広く確実に伝達するため、また、停電や機器・システム等に予期せぬトラブル等があることも想定し、共通の情報を可能な限り多様な伝達手段を組み合わせることが基本である。

そのために、市町村防災行政無線等、情報の受け手側の能動的な操作を伴わず、必要な情報が自動的に配信されるタイプの伝達手段である PUSH 型の伝達手段を活用する。ただし、PUSH 型の伝達手段のうち、屋外拡声器を用いた市町村防災行政無線（同報系）での伝達については、大雨等により屋外での音声による伝達が難しい面もあることから、市町村防災行政無線（同報系）戸別受信機、IP（Internet Protocol）告知システム、緊急速報メール、登録制メールやコミュニティ FM（自動起動ラジオを使用する場合）等の屋内で受信可能な手段を組み合わせる。

さらに、より多くの受け手により詳細に情報を伝達するため、PUSH 型に加え、市町村ホームページのほか、SNS、ケーブルテレビ、コミュニティ FM（一般のラジオ端末を使用する場合）、テレビ・ラジオやウェブ、テレビのデータ放送等、情報の受け手側の能動的な操作により、必要な情報を取りに行くタイプの伝達手段である PULL 型手段も活用して伝達手段の多様化・多重化に取り組む。その際には、より効率的に情報を伝達するため、L アラートも活用することが望ましい。また、市町村のホームページの活用にあたっては緊急時のアクセス増によりサーバーがダウンしないよう回線増設等の対応を検討するとともに、市町村に問い合わせが殺到しないよう、伝達内容を工夫すべきである。

また、利用可能な情報伝達手段を最大限活用できるよう、平時から各伝達手段の点検や災害を想定した操作訓練等を行うべきである。また、災害時は職員の対応能力を大幅に上回る業務が発生するため、システム改良等による入力担当職員の負担軽減や、防災担当職員以外の部局の職員が避難勧告等の情報伝達を担う等、全庁をあげた役割分担の体制を構築しておくとともに、訓練等を通じた操作担当者の機器操作の習熟を推進すべきである。

避難勧告等を居住者・施設管理者等に伝達する主な手段は下記のとおりである。

① TV 放送（ケーブルテレビを含む）
② ラジオ放送（コミュニティ FM を含む）
③ 市町村防災行政無線（同報系）（屋外拡声器、戸別受信機）
④ IP 告知システム
⑤ 緊急速報メール
⑥ ツイッター等の SNS（Social Networking Service）
⑦ 広報車、消防団による広報
⑧ 電話、FAX、登録制メール
⑨ 消防団、警察、自主防災組織、近隣の居住者等による直接的な声かけ

なお、上記手段は現時点の技術や知見を前提としており、衛星通信や V-Low マルチメディア放送（99MHz を超え 108MHz 以下の周波数を使用して行う放送）等、今後の新たな技術や知見を踏まえ、より効果的な手段を利活用することが望ましい。

また、報道機関からの報道が居住者・施設管理者等の危険を察知するのに重要な役割を果たしていることを認識し、報道機関と信頼関係を平時から構築しておく必要がある。

4.1　伝達手段別の注意事項

あらかじめ、全ての伝達手段について、その手順を確認し、確実に伝達されるかの訓練も実施すべきである。

さらに、例えば、人口や面積の規模が大きい市町村において、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合、PUSH 型手段による避難勧告等について、必要なエリアに伝達することが有効であると考えられる。同報系防災行政無線や IP 告知放送等については、市町村単位よりもエリアを限定して情報伝達できるものもあることから、地域の実情に応じて、その有効性や運用上の課題等を考慮した上で、PUSH 型手段の提供範囲等を検討することが望ましい。

4.1.1　TV 放送（ケーブルテレビを含む）

TV 放送は、避難勧告等の速報性の高い情報がテロップ（文字情報）により迅速に発信され、繰り返し呼びかけられるなど、避難行動に結びつきやすい伝達手段であるが、停電に弱い上、既に被害が発生した地域の情報が放送される場合が多く、これから避難が必要な地域の居住者・施設管理者等に対し、必要性が適切に伝わらない場合もある。また、特定の市町村や地域を対象とした詳細な情報伝達を繰り返し放送することが難しい場合も多い。このような短所を補うために、テレビのデータ放送を活用することも考えられる。

一方、ケーブルテレビは、契約者に対して特定の地域の詳細な情報を伝達することができるが、有線設備であり、断線対策、停電対策が課題である。

4.1.2　ラジオ放送（コミュニティ FM を含む）

ラジオは、携帯性に優れ、停電時でも電池があれば受信可能であるが、一般的に、テレビに比べてラジオの聴取率は低いことから、ラジオのみによって地域全体に緊急の情報伝達を行うのはやや困難である。ただし、コミュニティＦM放送の場合は、市町村単位のきめ細かな防災情報を伝達することができるほか、緊急警報信号を受信して自動的に電源が入る自動起動ラジオは防災行政無線の戸別受信機と同様な使い方が可能である。

4.1.3　市町村防災行政無線（同報系）

防災行政無線は、自営網であるため一般的に耐災害性が高く、市町村が地域の居住者・施設管理者等に直接的に情報を伝えることができる手段であるが、屋外拡声器から伝達する場合は、大雨で音がかき消されたりすることがあるように、気象条件、設置場所、建物構造等によっては情報伝達が難しく、TV、ラジオ、メール等よりも伝達できる情報量は限られる。なお、屋外拡声器からの放送内容が聞き取りにくかった場合に、電話をかけることで放送内容を確認することがで

きるテレフォンサービスを導入している場合もある。また、戸別受信機は、屋内で情報を受信することから、端末を設置している世帯により確実に情報を伝達できるが、都市部では、人口が多く全世帯への戸別受信機の配備は困難であり、屋外拡声器で対応せざるを得ない場合が多い。

4.1.4　IP 告知システム

IP 告知システムとは、IP 技術を用いて災害情報提供を行うシステムである。ブロードバンド環境が必要であり、IP ネットワークに専用端末を接続し、家庭内あるいは小中学校等に設置することにより放送型式で情報伝達を行うことができる。専用端末には緊急放送を感知して自動的に電源が入る機能などがあり、防災行政無線の戸別受信機と同様な使い方が可能であるが、有線設備を利用しているため、断線対策、停電対策が必要である。

4.1.5　緊急速報メール

緊急速報メールは、市町村が携帯電話事業者と契約することで利用できるものであり、市町村からの避難勧告等の情報を、屋内外、移動中を問わず、特定エリア内の携帯電話利用者に一斉配信（一斉メール）することができる手法であり、居住者以外の当該エリアに居合わせた人にも情報伝達することができる。なお、緊急速報メールの配信には携帯電話事業者との利用規約に沿って運用する必要があること（配信可能項目や文字数制限（表題 15 文字、本文 200 文字（NTT ドコモは本文 500 文字））があること等から、あらかじめ、配信内容や文例等の準備をしておく必要がある。

4.1.6　ツイッター等の SNS

SNS（Social Networking Service）は、登録された利用者同士がリアルタイムで情報交換できる Web サイトの登録制サービスであり、 ツイッター（Twitter）やフェイスブック（Facebook）などがある。SNS は、利用者間で情報が伝搬・拡散し、利用者の思い込みや誤った情報が広まってしまう場合もあることから、市町村は、誤った情報が広まることも考慮して、正確な情報を発信し続ける必要がある。

4.1.7　広報車、消防団による広報

広報車は、避難勧告等を呼びかける地域を実際に巡回して直接伝達するため、現地状況に応じた顔が見える関係での避難の呼びかけができるが、対象地域へのアクセスルートが限られる場合や、その周辺一帯が浸水等の被害を受けている場合は、対象地域を巡回できないことがある。また、災害対応中に確保できる人員や車両が限られている場合は、直ちに全ての対象地域を巡回できない場合もある。

4.1.8　電話、FAX、登録制メール

固定電話、FAX、携帯電話（メールを含む）による情報伝達は、対象者に直接情報を伝えるため、確実性が高いといった利点があるが、停電に弱い上、電話による避難勧告等の情報伝達では、輻輳により繋がりにくい場合がある、電話番号が分かる相手にしか連絡が取れない、同時に複数の相手に連絡することができないといった課題がある。したがって、市町村は、電話を用いる場

合は、自治会長等の限られた人に連絡するような仕組を構築しておく必要がある。一方、FAX やメールは、あらかじめ一斉送信を行う者を決め、連絡先を登録しておけば、一定程度の対象者に直接情報を伝えることができる。

4.1.9　消防団、警察、自主防災組織、近隣の居住者等による直接的な声掛け

直接的な声かけは、対象者に直接情報を伝えることができるため、確実性が高いといった利点があるが、訓練や地域連携等を通じて、いざというときに声掛けがしやすい雰囲気を地域コミュニティ内で醸成しておくことが望ましい。

4.2　伝達の工夫

避難情報の伝達にあたっては、既にメディア等で使用されているものや、ISO による危険の深刻度を表すカラーコード（ISO22324）を参考に、色で危険度を表現することが望ましい。以下に、メディアでの表示例を示す。

図３　メディアにおける表示例

5. 要配慮者等の避難の実効性の確保

市町村は、要配慮者（要配慮者利用施設の利用者を含む。）や地下街等の利用者が円滑に避難を行うことができるように実効性のある取組みを実施すべきである。特に、要配慮者利用施設等における避難については、施設管理者等に対し、災害計画を作成するにあたり、自然災害からの避難も対象となっていることを認識し、必ずそれを盛り込んだ計画としなければいけないことを、平時から周知すべきである。また、要配慮者利用施設の管理者等は、市町村や消防団、居住者等の地域社会とも連携を図り、避難時に地域の支援を得られるようにする等の工夫をすることが望ましい。在宅の避難行動要支援者の避難も含め、支援する側とされる側の人数のバランスを考慮しつつ、市町村において、地域全体で実現性のある支援体制を構築すべきである。

なお、支援する立場の人は自らの身の安全確保を最優先とすることに留意すべきである。

5.1 要配慮者利用施設等における災害計画の実効性の確保

要配慮者利用施設は、その設置目的を踏まえた施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）により、利用者の避難計画を含む災害計画を作成することとされている。その実効性を確保するため、災害計画等の内容や、避難訓練の実施状況について、地方公共団体は施設開設時及び定期的な指導監査において、災害計画等への洪水や土砂災害等の対策の記載、訓練の実施状況、緊急度合に応じた複数の避難先の確保状況等について、確認すべきである。確認にあたっては、普段から施設との関わりがある指導監査部局や担当部局（社会福祉施設であれば福祉部局）と、防災分野の専門知識を持つ防災担当部局や、洪水、土砂災害、高潮等の専門知識をもつ土木部局が連携して実施することが望ましい。なお、都道府県が指導監査等を実施する要配慮者利用施設については、避難勧告等の発令を担う市町村の防災担当部局と、要配慮者利用施設への避難勧告等の伝達を担う市町村の福祉部局と連携して実施することが望ましい。

浸水想定区域図等、より具体的な洪水・土砂災害等のリスク情報が提供されている場合には、要配慮者利用施設や、水防法等により災害計画を作成することとされている地下街等の管理者等に対して、リスク情報を活用した実効性のある災害計画の作成や避難訓練の実施を徹底するとともに、計画の点検を行う部局や情報伝達を担う部局を明確にしておくべきである。

また、計画策定にあたり、地方公共団体は、河川管理者等からの技術的支援も受けつつ、施設に対して積極的に助言することが考えられる。その際、以下の手引き等を活用することも考えられる（http://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/index.html）。

(1) 避難確保・浸水防止計画作成の手引き（水防法）

- 地下街等（平成 29 年 1 月）
- 要配慮者利用施設（平成 29 年 1 月）

(2) 土砂災害警戒避難ガイドライン（土砂災害防止法）

- 要配慮者利用施設（平成 27 年 4 月）

(3) 避難確保計画作成の手引き（津波防災地域づくりに関する法律）

- 地下街等（平成 29 年 1 月）
- 要配慮者利用施設（平成 29 年 1 月）

※指定地域密着型サービスの事業の例

【介護保険法】

（指定地域密着型サービスの事業の基準）

第七十八条の四　指定地域密着型サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定地域密着型サービスに従事する従業者を有しなければならない。

２　前項に規定するもののほか、指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

３　市町村が前二項の条例を定めるに当たっては、第一号から第四号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第五号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一　指定地域密着型サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

二　指定地域密着型サービスの事業に係る居室の床面積

三　小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員

四　指定地域密着型サービスの事業の運営に関する事項であって、利用又は入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

五　指定地域密着型サービスの事業に係る利用定員

※指定地域密着型サービスの事業の例

【指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準】

介護保険法第七十八条の四第一項 及び第二項 の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を次のように定める。

（非常災害対策）

第八十二条の二　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

２　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

【水防法】

（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の二　前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

２　前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合にお

いて、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。

3　第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。

4　前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。

5　市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。

6　市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

7　市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

8　第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。

9　第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。

１０　第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の三　第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

2　前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

【土砂災害警戒避難ガイドライン】

第７章 要配慮者への支援

１．土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等への避難支援

■市町村は、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等について、施設の名称及び所在地、土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難勧告等の情報の伝達方法を市町村地域防災計画において定めるとともに、施設管理者はその情報を活用して施設利用者が安全な避難行動をとれるよう、あらかじめ避難計画を策定する必要がある。

■土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等の管理者、施設の防災責任者等に対する説明会等を実施する。

【津波防災地域づくりに関する法律】

（避難確保計画の作成等）

第七十一条　次に掲げる施設であって、第五十四条第一項の規定により市町村地域防災計画又は災害対策基本法第四十四条第一項 の市町村相互間地域防災計画にその名称及び所在地が定められたものの所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。

一　地下街等

二　社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるものとして政令で定めるもの

２　避難促進施設の所有者又は管理者は、避難確保計画の定めるところにより避難訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。

３　市町村長は、前二項の規定により報告を受けたときは、避難促進施設の所有者又は管理者に対し、当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。

４　避難促進施設の所有者又は管理者の使用人その他の従業者は、避難確保計画の定めるところにより、第二項の避難訓練に参加しなければならない。

５　避難促進施設の所有者又は管理者は、第二項の避難訓練を行おうとするときは、避難促進施設を利用する者に協力を求めることができる。

5.2　在宅の要配慮者の避難

在宅の避難行動要支援者については、避難行動支援の実効性を高めるため、避難行動要支援者名簿を活用することが望ましい。また、支援にあたっては、誰がどのような手段で支援するのかといったことを明確にするとともに、支援する側とされる側の人数のバランスを考慮しつつ、地

域全体で実現性のある支援体制を構築すべきである。具体的には、災害時には自治会や自主防災組織、消防団、福祉関係者等が避難行動要支援者の避難支援、地域全体での訓練実施、地域での災害計画策定、地区防災計画の策定等を進めるべきである。

要配慮者利用施設への通所者については、家族とともに避難するのが良いのか、または施設で避難するのが良いのか、どちらがより適切かについては、本人・家族・施設の状況、自宅と施設の危険度の違い、避難のしやすさ等に応じて決まってくる。これらを勘案して、災害計画において基本的な対応を事前に決めておくことが望ましい。

5.3　要配慮者利用施設等や要配慮者への情報の伝達

5.3.1　要配慮者利用施設等への情報の伝達

水防法、土砂災害防止法及び津波防災地域づくりに関する法律では、市町村地域防災計画において、同計画に位置づけられた施設管理者等への洪水予報等の伝達方法を定めることとされており、また、伝達の迅速性の観点からも、施設管理者等に対する避難勧告等の伝達については、都道府県管轄の施設についても、市町村が一元的に行うことが望ましい。また、施設管理者等が利用者の避難支援を始めるのは、避難準備・高齢者等避難開始が発令された段階であることに十分に留意し、避難準備・高齢者等避難開始の発令を伝達する際に、その旨をあわせて伝達すべきである。

市町村は、要配慮者利用施設等へ情報が確実に伝達されるよう、市町村内の情報共有の仕組みと情報伝達体制を定めておくとともに施設を整備しておくべきである。具体的には、避難勧告等の伝達であれば、実際に避難勧告等の発令を担う防災担当部局の情報を、指定河川洪水予報や土砂災害警戒情報等であれば、それを受け取る部局（防災担当部局や土木部局）の情報を基に、施設との関係が深い市町村の担当部局（社会福祉施設であれば福祉部局）が行うことが望ましい。

【水防法】

（浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置）

第十五条　市町村防災会議は、第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

一　洪水予報等の伝達方法

二　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三　災害対策基本法第四十八条第一項 の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

四　浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
イ　地下街等でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
ロ　要配慮者利用施設でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
ハ　大規模な工場その他の施設であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するものでその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
五　その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
２　市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。
一　前項第四号イに掲げる施設　当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員
二　前項第四号ロに掲げる施設　当該施設の所有者又は管理者
三　前項第四号ハに掲げる施設　当該施設の所有者又は管理者
３　浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。
一　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律　（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項 の土砂災害警戒区域　同法第八条第三項 に規定する事項
二　津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項 の津波災害警戒区域　同法第五十五条 に規定する事項

【土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律】

（警戒避難体制の整備等）

第八条　市町村防災会議は、前条第一項の規定による警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。
一　土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
二　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
三　災害対策基本法第四十八条第一項 の防災訓練として市町村長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
四　警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
五　救助に関する事項

六　前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

２　市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における同号に規定する施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項第一号に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。

３　警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

【津波防災地域づくりに関する法律】

（市町村地域防災計画に定めるべき事項等）

第五十四条　市町村防災会議は、前条第一項の規定による警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

二　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三　災害対策基本法第四十八条第一項 の防災訓練として市町村長が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項

四　警戒区域内に、地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

五　前各号に掲げるもののほか、警戒区域における津波による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

２　市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、同号に規定する施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、同項第一号に掲げる事項のうち人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。

5.3.2　要配慮者への情報伝達

要配慮者への情報伝達にあたっては、それぞれの特性に応じた、多様な伝達手段や方法を活用し、確実に情報周知できる体制と環境を整えておくべきである。

聴覚障害者　：FAX による災害情報配信、聴覚障害者用情報受信装置、戸別受信機（表示板付き）
視覚障害者　：受信メールを読み上げる携帯電話、戸別受信機
肢体不自由者：フリーハンド用機器を備えた携帯電話
その他　　：メーリングリスト等による送信
字幕放送・解説放送（副音声など 2 以上の音声を使用している放送番組：音声多重放送）・手話放送
SNS 等のインターネットを通じた情報提供
わかりやすい日本語による情報提供
多言語による情報提供

巻末資料

巻末資料Ⅰ　情報システムで提供される防災気象情報等

5.1.1　気象情報、気象注意報・警報・特別警報

	項目	提供元	説明	発表間隔	主な提供サイト
気象情報	**台風情報**	気象庁	台風が発生したときに発表される。台風の位置や強さ等の実況及び予想が記載されている。台風が日本に近づくに伴い、より詳細な情報をより更新頻度を上げて提供。		・気象庁 HP ・防災情報提供システム
	府県気象情報	気象庁	警報等に先立って警戒・注意を呼びかけたり、警報等の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点を解説したりするために、都道府県別（北海道、沖縄県ではさらに細かい単位）に適時発表される。（全国を対象とする「全般気象情報」、全国を 11 に分けた地方予報区を対象とする「地方気象情報」もある。）		・気象庁 HP ・防災情報提供システム
	記録的短時間大雨情報	気象庁	大雨警報（浸水害）等が発表されている状況で、数年に一度しか起こらないような記録的な短時間の大雨を観測したときに発表される。		・気象庁 HP ・防災情報提供システム
	警報級の可能性（H29 出水期から提供開始）	気象庁	警報級の現象のおそれ（警報発表の可能性）が［高］［中］２段階の確度で提供される。		・気象庁 HP ・防災情報提供システム
気象注意報・警報・特別警報	大雨注意報	気象庁	大雨により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。注意を呼びかける対象となる災害として、注意報文の本文に、土砂災害、浸水害のいずれか又は両方が記載されている。		・気象庁 HP ・防災情報提供システム
	洪水注意報	気象庁	河川が増水することにより、災害が起こるおそれがある場合に発表される。（指定河川については、この洪水注意報や警報のほか、河川を特定して水位予測結果を含む指定河川洪水予報も発表される。）		・気象庁 HP ・防災情報提供システム
	強風注意報	気象庁	強風により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。		・気象庁 HP ・防災情報提供システム
	波浪注意報	気象庁	高波により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。（津波により、災害が起こるおそれがある場合は、津波注意報が発表される。）		・気象庁 HP ・防災情報提供システム
	高潮注意報	気象庁	高潮により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。		・気象庁 HP ・防災情報提供システム
	大雨警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨警報（土砂災害）」「大雨警報（浸水害）」「大雨警報（土砂災害、浸水害）」という名称で発表される。		・気象庁 HP ・防災情報提供システム
	洪水警報	気象庁	河川が増水することにより、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。（指定河川については、この洪水警報や注意報のほか、河川を特定して水位予測結果を含む指定河川洪水予報も発表される。）		・気象庁 HP ・防災情報提供システム
	暴風警報	気象庁	暴風により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。		・気象庁 HP ・防災情報提供システム
	波浪警報	気象庁	高波により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。（津波により、重大な災害が起こるおそれがある場合は、津波警報が発表される。）		・気象庁 HP ・防災情報提供システム
	高潮警報	気象庁	高潮により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。		・気象庁 HP ・防災情報提供システム
	大雨特別警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨特別警報（土砂災害）」「大雨特別警報（浸水害）」「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」という名称で発表される。		・気象庁 HP ・防災情報提供システム
	暴風特別警報	気象庁	暴風により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。		・気象庁 HP ・防災情報提供システム
	波浪特別警報	気象庁	高波により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。（津波により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合は、大津波警報が発表される。）		・気象庁 HP ・防災情報提供システム
	高潮特別警報	気象庁	高潮により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場		・気象庁 HP

			合に発表される。		・防災情報提供システム

※下線ゴシック体の情報については、後段で情報の表示例を示している。（以下の表全て同じ）

5.1.2　雨量に関する情報

	項目	提供元	説明	発表間隔	主な提供サイト
地点雨量の把握	アメダス	気象庁	・気象庁がアメダスによって観測した雨量	気象庁 HP：60 分毎 防災情報提供システム：10 分毎	・気象庁 HP ・防災情報提供システム
	<u>テレメータ雨量</u>	国土交通省	・国土交通省河川事務所等が観測した雨量	10 分毎	・川の防災情報 ・市町村向け川の防災情報
	リアルタイム雨量	国土交通省	・国土交通省が保有する情報を集約して提供	10 分毎	・防災情報提供センター（リアルタイム雨量）
流域雨量	**<u>流域平均雨量</u>**	国土交通省	・河川の流域における平均の雨量	10 分毎	・市町村向け川の防災情報
面的な雨量把握	レーダー･降水ナウキャスト	気象庁	・現時刻までの 5 分毎の降水強度分布、及び、60 分後まで 5 分毎の予測降水強度分布を表示したもの。	5 分毎	・気象庁 HP ・防災情報提供システム
	レーダ雨量（C バンドレーダ）	国土交通省	・レーダ雨量計によって観測した降水強度分布 ・1km メッシュで観測	5 分毎	・川の防災情報 ・市町村向け川の防災情報
	レーダ雨量（XRAIN）	国土交通省	・レーダ雨量計によって観測した降水強度分布 ・250m メッシュで観測	1 分毎	・川の防災情報 ・市町村向け川の防災情報
	リアルタイムレーダー	国土交通省	国土交通省の保有するレーダー情報を重ね合わせて提供	5 分毎	・防災情報提供センター（国土交通省）
	解析雨量･**<u>降水短時間予報</u>**	気象庁	現時刻までの前 1 時間の雨量の分布及び 6 時間先までの 1 時間毎の予測雨量分布を表示したもの。	30 分毎	・気象庁 HP ・防災情報提供システム
	高解像度降水ナウキャスト	気象庁	30 分先までは 250m メッシュで、35 分先から 60 分先までは 1km メッシュで、予測雨量、予測降雨強度の分布を表示したもの。	5 分毎	・気象庁 HP ・防災情報提供システム

5.1.3　水位に関する情報

	項目	提供元	説明	発表間隔	主な提供サイト
水位に関する情報	**<u>カメラ画像</u>**	国土交通省	・カメラによる河川の画像情報		・川の防災情報
	<u>テレメータ水位</u>	国土交通省	・国土交通省河川事務所等が観測した水位	10 分毎	・川の防災情報 ・市町村向け川の防災情報
	水位予測	国土交通省	・洪水予報河川について、3 時間先までの各 1 時間の水位を予測	60 分毎	・市町村向け川の防災情報

5.1.4　洪水等・高潮に関する情報

	項目	提供元	説明	発表間隔	主な提供サイト
洪水等・高潮に関する情報	**<u>指定河川洪水予報</u>**	国土交通省又は都道府県と気象庁の共同	国や都道府県が管理する河川のうち、流域面積が大きく、洪水により大きな損害を生ずる河川について、洪水のおそれがあると認められるときに発表される。		・気象庁 HP ・防災情報提供システム ・川の防災情報 ・市町村向け川の防災情報
	水位到達情報（河川）	国土交通省又は都道府県	氾濫危険水位への到達情報を通知及び周知する河川として指定された河川において、所定の水位に到達した場合、到達情報等が発表される。		・市町村向け川の防災情報
	水位到達情報（下水道）	都道府県又は市町村	内水氾濫危険水位への到達情報を通知及び周知する下水道として指定された下水道において、所定の水位に到達した場合、到達情報等が発表される。		
	水位到達情報（海岸）	都道府県	高潮氾濫危険水位への到達情報を通知及び周知する海岸として指定された海岸において、所定		

			の水位に到達した場合、到達情報等が発表される。		
	洪水情報のプッシュ型配信	国土交通省	携帯電話事業者が提供する緊急速報メールを活用して、河川氾濫のおそれがある（氾濫危険水位を超えた）情報及び河川氾濫が発生した情報を配信する。		・国土交通省ＨＰ（取組詳細）
	流域雨量指数の 6 時間先までの予測値（H29 出水期から提供開始）	気象庁	水位周知河川及びその他河川を対象として、河川毎に、上流域に降った雨によって、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。河川の流域単位での雨量の予測情報（6 時間先までの降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算し、指数化した値を、洪水警報・注意報の判断基準と比較することで河川毎の 6 時間先までの洪水危険度の予測値として色分けした時系列で表示している。水位周知河川及びその他河川において、避難準備・高齢者等避難開始等の発令の判断に活用できる。	10 分毎	・防災情報提供システム
	洪水警報の危険度分布（H29 出水期から提供開始）	気象庁	上流域に降った雨による、水位周知河川及びその他河川の洪水発生の危険度の高まりを表す面的分布情報。河川流域に降った雨による洪水害発生の危険度の高まりを 5 段階に判定した結果を表示したもの。危険度の判定には 3 時間先までの雨量予測に基づく流域雨量指数の予想を用いている。水位周知河川及びその他河川の洪水危険度の 3 時間先までの面的な把握の参考になる。	10 分毎	・気象庁 HP ・防災情報提供システム
	大雨警報（浸水害）の危険度分布（H29 出水期から提供開始）	気象庁	大雨による浸水害発生の危険度をあらわす面的分布情報。1km 四方の領域（メッシュ）毎に、短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりを 5 段階に判定した結果を表示したもの。１時間先までの雨量予測に基づく表面雨量指数（仮称）の予想を用いている。	10 分毎	・気象庁 HP ・防災情報提供システム

5.1.5　土砂災害に関する情報

	項目	提供元	説明	発表間隔	主な提供サイト
土砂災害に関する情報	**土砂災害警戒判定メッシュ情報**	気象庁	5km 四方の領域（メッシュ）毎に、土砂災害の危険度を 5 段階に判定した結果を表示したもの。避難に要する時間を確保するために 2 時間先までの雨量予測に基づく土壌雨量指数の予想を用いている。	10 分毎	・気象庁 HP ・防災情報提供システム
	都道府県が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報	都道府県の砂防部局	都道府県毎、1～5ｋｍメッシュ、 ※ほとんどの都道府県が、メッシュ単位の土砂災害発生危険度や危険度の推移がわかるスネーク曲線等の情報を一般公開しており、国土交通省の HP（ http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo_ken_link.html）から、各都道府県のページにリンクさせている。市町村単位で発表される土砂災害警戒情報に比べて、時間的、空間的によりきめ細かく土砂災害の発生危険度を把握できるが、都道府県によってメッシュの大きさや更新のタイミング等が異なるため、各都道府県が提供しているこれらの情報の特性を確認した上で参考とする必要がある。本ガイドラインでは、土砂災害警戒判定メッシュ情報と各都道府県が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼んでいる。	10 分～60 分毎	都道府県の砂防部局
	土砂災害警戒情報	気象庁と都道府県の共同	大雨警報（土砂災害）等が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が更に高まったときに発表される。		・気象庁 HP ・防災情報提供システム

5.1.6　潮位に関する情報

	項目	提供元	説明	発表間隔	主な提供サイト
潮位情報	**潮位観測情報**	気象庁	全国各地の最新の３日間（昨日・今日・明日）または１日ごとの潮位の実況（実際の潮位、天文潮位、潮位偏差）を速報的に表示したもの。5 分または 10 分毎に更新。	5 分または 10 分毎	・気象庁 HP ・防災情報提供システム ・防災情報提供センター（国土交通省）

5.1.7　津波に関する情報

	項目	提供元	説明	発表間隔	主な提供サイト
津波警報・注意報	津波注意報	気象庁	予想される津波の高さが高いところで０．２ｍ以上、１ｍ以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。		・気象庁 HP ・防災情報提供システム
	津波警報	気象庁	予想される津波の高さが高いところで１ｍを超え、３ｍ以下の場合。		・気象庁 HP ・防災情報提供システム
	大津波警報	気象庁	予想される津波の高さが高いところで３ｍを超える場合。		・気象庁 HP ・防災情報提供システム
津波に関する情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	気象庁	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表。 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区で最も早く津波が到達する時刻であり、場所によっては、この時刻よりも１時間以上遅れて津波が到達することもある。		・気象庁 HP ・防災情報提供システム
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	気象庁	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。		・気象庁 HP ・防災情報提供システム
	津波観測に関する情報	気象庁	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表。		・気象庁 HP ・防災情報提供システム
	沖合の津波観測に関する情報	気象庁	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。		・気象庁 HP ・防災情報提供システム

(1)　台風情報

情報内容	◆台風が発生したときに気象庁から発表される情報 ◆文章形式の情報と図形式の台風経路図（台風 5 日予報図、台風 72 時間予報図、台風 24 時間詳細予報図等）を発表
情報例 （その１）	**平成25年　台風第18号に関する情報　第29号　（位置）** 平成２５年９月１６日００時５０分　気象庁予報部発表 （見出し） 　大型の台風第１８号は、潮岬の南約１６０キロを １時間におよそ３０キロの速さで北北東へ進んでいます。 （本文） 　大型の台風第１８号は、１６日０時には 潮岬の南約１６０キロの 北緯３２度０５分、東経１３５度２５分にあって、 １時間におよそ３０キロの速さで北北東へ進んでいます。 中心の気圧は９７５ヘクトパスカル 中心付近の最大風速は３０メートル、 最大瞬間風速は４０メートルで 中心から半径９０キロ以内では 風速２５メートル以上の暴風となっています。 また、中心の東側６５０キロ以内と西側４６０キロ以内では 風速１５メートル以上の強い風が吹いています。 この台風は１６日１時には、潮岬の南約１４０キロの 北緯３２度２０分、東経１３５度３０分にあって、 １時間におよそ３０キロの速さで北北東へ進んで いるものと推定されます。 中心の気圧は９７５ヘクトパスカル 中心付近の最大風速は３０メートル、 最大瞬間風速は４０メートルで 中心から半径９０キロ以内では 風速２５メートル以上の暴風が また、中心の東側６５０キロ以内と西側４６０キロ以内では 風速１５メートル以上の強い風が吹いているものと推定されます。 　台風の中心は、１２時間後の１６日１２時には 足利市付近の 北緯３６度２５分、東経１３９度３５分を中心とする 半径９０キロの円内に達する見込みです。 中心の気圧は９７５ヘクトパスカル 最大風速は３０メートル、 最大瞬間風速は４０メートルが予想されます。 予報円の中心から半径１９０キロ以内では 風速２５メートル以上の暴風域に入るおそれがあります。 　台風はこの後、温帯低気圧に変わり、 　２４時間後の１７日０時には 北海道の東の 北緯４２度００分、東経１４６度１０分を中心とする 半径２４０キロの円内に達する見込みです。 中心の気圧は９８０ヘクトパスカル 最大風速は３０メートル、 最大瞬間風速は４５メートルが予想されます。 予報円の中心から半径３５０キロ以内では 風速２５メートル以上の暴風域に入るおそれがあります。 　なお、台風や温帯低気圧の中心が予報円に入る確率は７０％です。 今後の台風情報にご注意下さい。 台風の位置や進路予報等が示されている。 発表時の台風位置や中心気圧、最大瞬間風速等が文字情報として記載。
情報入手方法	・防災情報提供システム ・気象庁ホームページ

情報例（その２）

台風の位置、進路予報等は台風経路図でも確認できる。
防災情報提供システム
柳川市の防災情報
地方
市区町村
柳川市
ログアウト
表示状態保存
ホーム
気象警報・注意報など
地震・津波・火山
天気予報など
気象監視
設定管理
ホーム ≫ 気象警報・注意報など ≫ 台風経路図（72時間先までの予報図）
台風経路図（72時間先までの予報図）
情報を印刷
気象警報・注意報など
警報・注意報
注意警戒時系列
注意警戒分布図
中心線
表示
非表示
全台風表示
24時間予報へ
120時間予報へ
平成22年08月10日 18時00分
13日15時
12日15時
11日18時
11日06時
0日18時
04
25m/s以上の暴風域
15m/s以上の強風域
暴風警戒域
予報円
台風位置情報
非表示
台風第04号（ディアンムー）
平成22年08月10日 18時50分 発表
<10日18時の実況>
存在地域 チェジュ島の南西 約110km
中心位置 北緯32度40分（32.7度）
東経125度35分（125.6度）
進行方向、速さ 北 20km/h（10kt）
中心気圧 980hPa
中心付近の最大風速 30m/s（55kt）
中心付近の最大瞬間風速 40m/s（80kt）
25m/s以上の暴風域 全域 90km（50NM）
15m/s以上の強風域 南東側 440km（240NM）
北西側 240km（130NM）
<11日06時の予報>
存在地域 チェジュ島の北北東 約50km
予報円の中心 北緯33度50分（33.8度）
東経126度40分（126.7度）
中心気圧 980hPa
中心付近の最大風速 30m/s（55kt）
中心付近の最大瞬間風速 40m/s（80kt）
予報円の半径 90km（50NM）
暴風警戒域 全域 190km（100NM）
<11日18時の予報>
存在地域 下関市の北北西 約170km
予報円の中心 北緯35度25分（35.4度）
東経130度20分（130.3度）
中心気圧 980hPa
中心付近の最大風速 30m/s（55kt）
※速報解析位置を基準として表示しています。
3時間毎に台風の実況と予報を、各時刻の正時約50分後に発表します。
また、台風が日本に近づいて来た時には、1時間ごとの実況と1時間後の推定値を発表します。
なお、台風の中心は必ずしも予報円の中心を結ぶ線に沿って進むわけではありません。

(2)　府県気象情報

情報内容	◆気象台が、警報等に先立って注意を呼びかけたり、警報等の発表中に、現象の経過、予想、防災上の留意点等を解説したりするために、府県予報区単位で発表する情報。府県気象情報は図形式で発表される場合もある。
情報例	**大雨と落雷及び突風に関する福岡県気象情報　第5号** 平成２４年７月１３日１６時３０分　福岡管区気象台発表 （見出し） 福岡県では、１４日昼前にかけて局地的に雷を伴った猛烈な雨が降り、大雨となるおそれがあります。土砂災害、低地の浸水、河川の増水やはん濫に厳重に警戒して下さい。落雷や竜巻などの激しい突風に注意して下さい。 （本文） 梅雨前線は対馬海峡付近に停滞しています。福岡県では、降り始めからの雨量が３００ミリを超えて土砂災害の危険度が高まっている所があります。 １４日にかけ梅雨前線は対馬海峡付近に停滞し、前線に向かって南から暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定な状態が続く見込みです。 このため、福岡県では１４日昼前にかけて局地的に雷を伴った猛烈な雨が降り、大雨となるおそれがあります。 また、大気の状態が非常に不安定となっているため、落雷や竜巻などの激しい突風のおそれがあります。 <雨の実況> ７月１１日１１時から７月１３日１６時までの総雨量の多い所 （アメダス速報値） 久留米市耳納山　３２７．５ミリ 久留米市津福本町　２９２．５ミリ 八女市黒木　２２５．０ミリ 柳川　２０５．５ミリ 朝倉　１９４．５ミリ <雨の予想> １時間雨量（多い所） 筑後地方　８０ミリ 福岡地方、北九州地方、筑豊地方　７０ミリ １３日１８時から１４日１８時までの２４時間雨量（多い所） 筑後地方　２５０ミリ 福岡地方、北九州地方、筑豊地方　２００ミリ <防災事項> 土砂災害、低地の浸水、河川の増水やはん濫に厳重に警戒して下さい。落雷や竜巻などの激しい突風にも注意して下さい。発達した積乱雲の近づく兆しがある場合には、建物内に移動するなど、安全確保に努めて下さい。 気象台が発表する警報や注意報、竜巻注意情報、気象情報などに留意して下さい。 次の「大雨と落雷及び突風に関する福岡県気象情報」は、１４日０６時００分頃発表の予定です。 大雨が予想される期間や警戒すべき災害が示されている。 強い雨が降っている地域での降り始めからの総雨量や今後、予想される雨量等が示されている。
情報入手方法	・防災情報提供システム ・気象庁ホームページ

情報例（その２）

雨量分布等で警戒すべき
地域等が示されている。

大雨と落雷及び突風に関する熊本県気象情報　第7号

平成24年07月12日 08時45分　　熊本地方気象台発表

阿蘇乙姫では、12日00時から8時間で日降水量極値（448ミリ）を超える記録的な大雨。熊本県では、土砂災害、浸水害、河川の増水やはん濫に最大級の警戒。

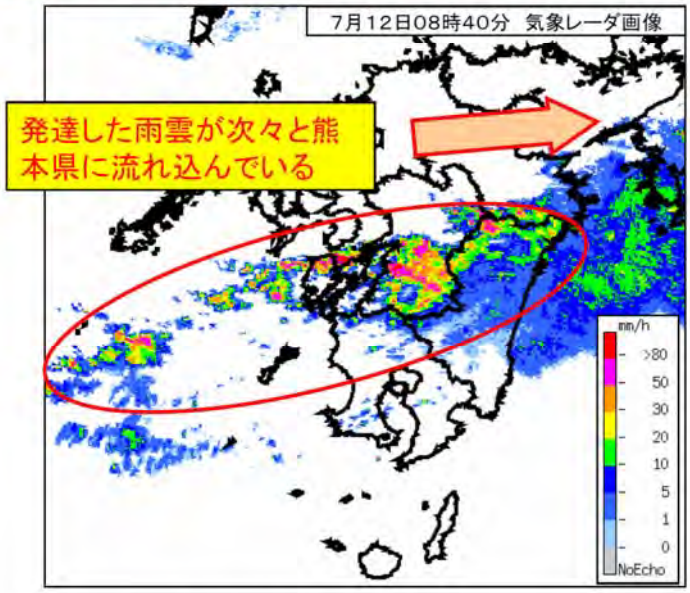

熊本県には、12日未明から発達した雨雲の流れ込みが続いており、12日昼過ぎまで続く見込みです。12日昼前まで非常に激しい雨の降るおそれがあります。

引き続き、土砂災害、浸水害、河川の増水やはん濫 に最大級の警戒をして下さい。

落雷や竜巻など激しい突風にも注意して下さい。

＜雨の実況(アメダス速報値)＞

11日02時から12日08時までの総雨量

阿蘇市阿蘇乙姫	506．5 ミリ
阿蘇山	386．5 ミリ
菊池市木柑子	327．0ミリ
熊本空港	204．5 ミリ
熊本市中央区京町	189．5 ミリ

次の「大雨と落雷及び突風に関する熊本県気象情報は、12日11時30分頃発表の予定です。

(3)　記録的短時間大雨情報

情報内容	◆数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）したり、解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したりしたときに、発表される情報。
情報例	府県予報区単位で発表される。 熊本県記録的短時間大雨情報　第６号 平成２４年７月１２日０５時５３分　熊本地方気象台発表 ５時３０分熊本県で記録的短時間大雨 菊池市付近で約１１０ミリ 阿蘇市付近で約１１０ミリ 記録的短時間大雨が観測された時刻、市町村名又は観測所名、雨量が示されている。
情報入手方法	・防災情報提供システム ・気象庁ホームページ

(4)　**気象注意報・警報・特別警報**、警報級の可能性（平成 29 年度出水期より提供開始）

情報内容	◆大雨や強風などの気象現象によって災害が起こるおそれのあるときに「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときに「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときに「特別警報」が発表される。 ◆注意報級・警報級・特別警報級の現象が予想される期間を「危険度を色分けした時系列」で提供。 ◆警報級の現象のおそれ（警報発表の可能性）が［高］［中］２段階の確度で提供される。
情報例	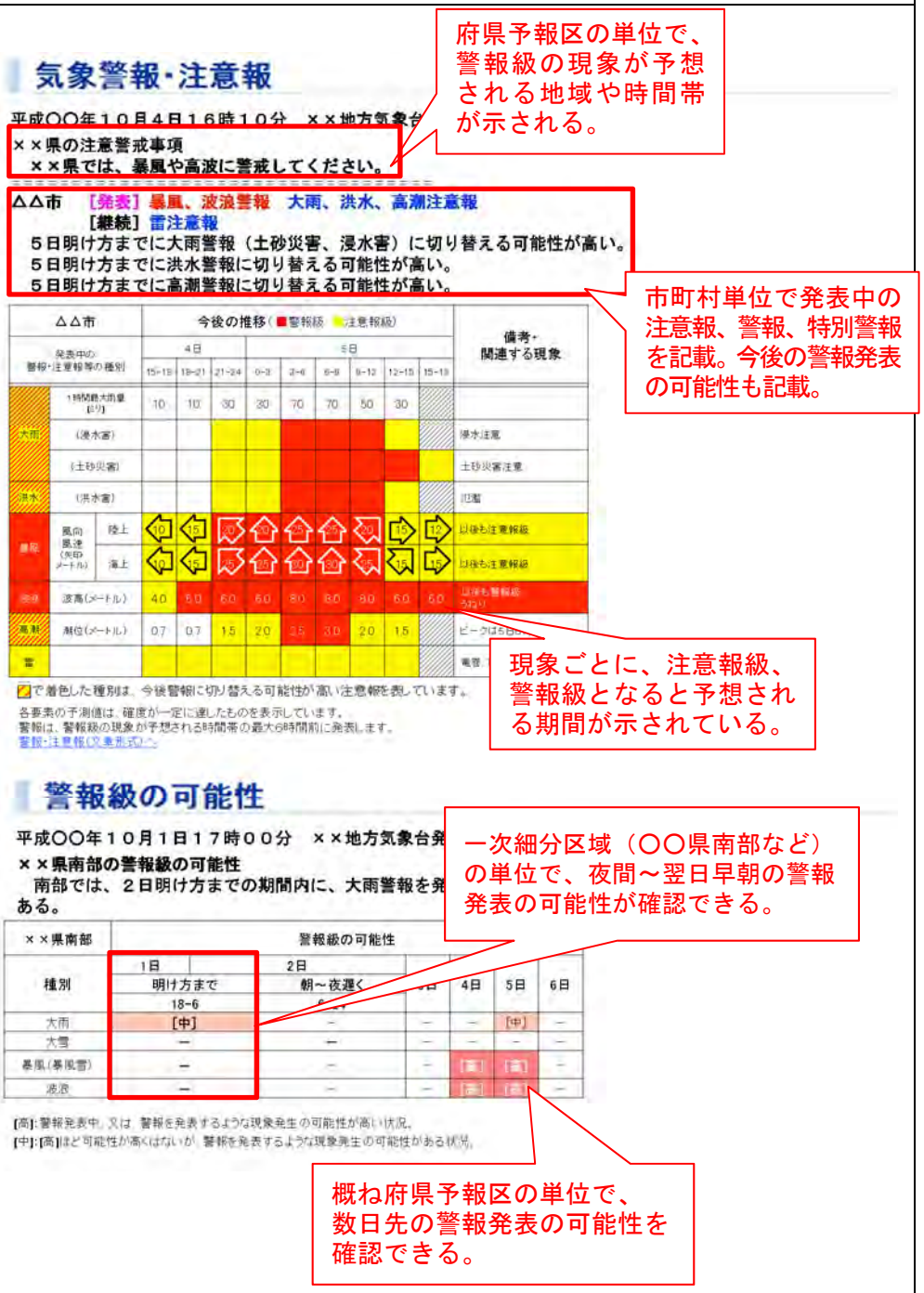
情報入手方法	・防災情報提供システム ・気象庁ホームページ

(5)　テレメータ雨量

情報内容	◆雨量観測所ごとの現況・過去の毎正時、10 分ごとの雨量・累加雨量。
情報例	
情報入手方法	・川の防災情報 ・市町村向け川の防災情報

(6)　流域平均雨量

情報内容	◆河川の流域における平均の雨量、累加雨量。
情報例	
情報入手方法	・市町村向け川の防災情報（一級河川を対象として提供中）

(7)　降水短時間予報

情報内容	◆過去の降水域の動きと現在の降水の分布及び数値予報資料を基に、目先 1～6 時間までの降水の分布を 1km 四方の細かさで予測した情報。30 分間隔で情報更新される。
情報例	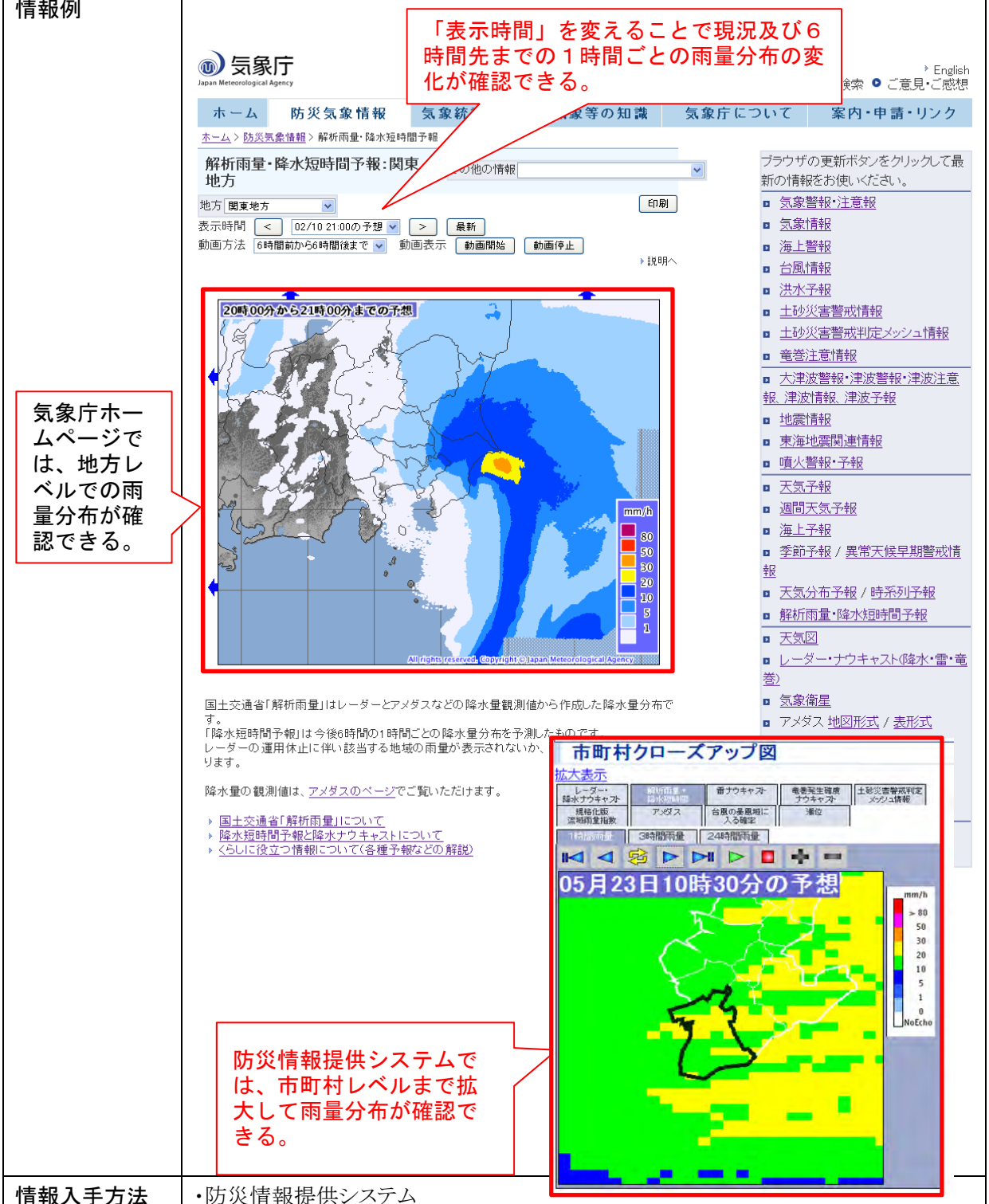
情報入手方法	・防災情報提供システム ・気象庁ホームページ

(8)　テレメータ水位

情報内容	◆水位観測所ごとの現況・過去の毎正時、10 分ごとの河川水位。 ◆水防団待機水位、氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位が示されており、現況の河川水位との水位差が比較できる。
情報例	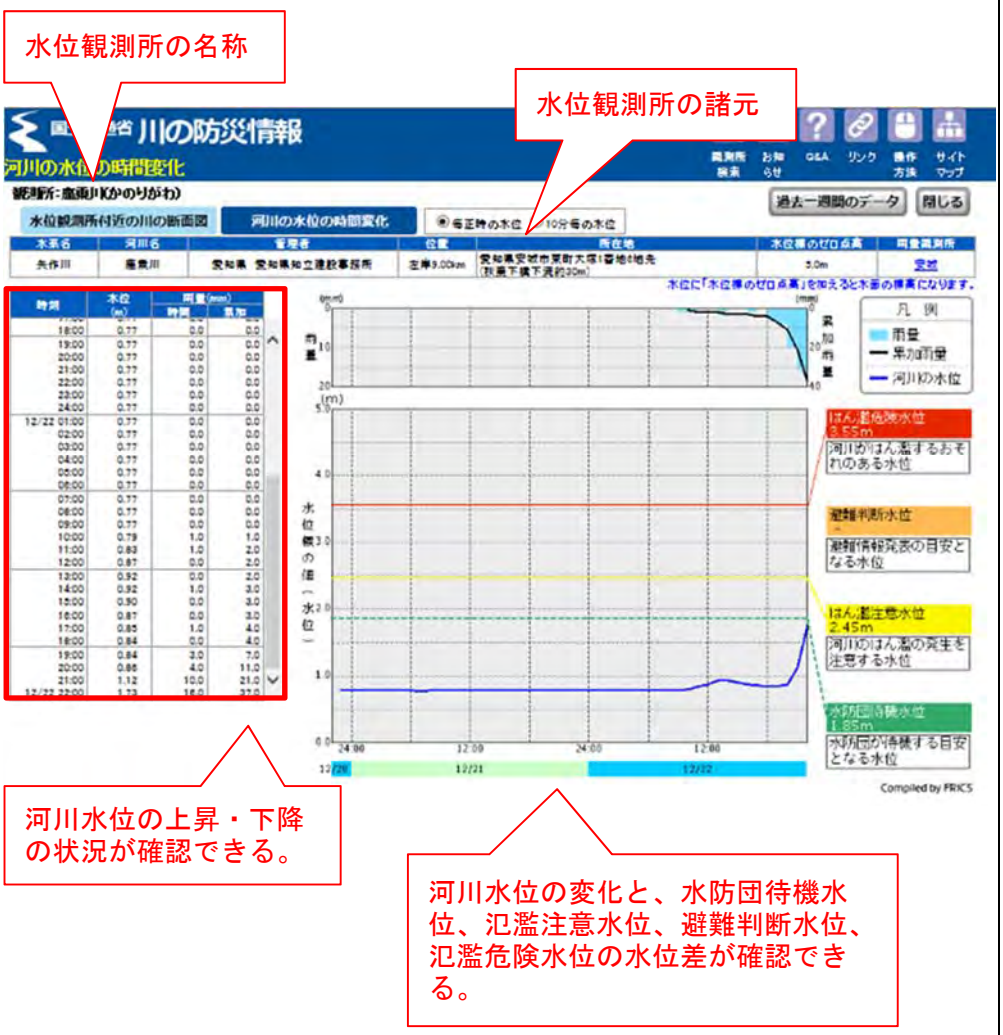
情報入手方法	・川の防災情報 ・市町村向け川の防災情報

(9)　指定河川洪水予報

情報内容

◆あらかじめ指定した河川について、水位または流量を示した洪水の予報を国土交通省または都道府県が気象庁と共同して発表する情報。

◆指定河川洪水予報の標題には、氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報の４つがあり、河川名を付して「○○川氾濫注意情報」「△△川氾濫警戒情報」のように発表される。

情報例

標題に河川名が記載されている。

発表者		第１受報者		第２受		第３受報者
国土交通省　網走開発建設部 気象庁　網走地方気象台	→	機関名	→	機関名	→	機関名

正規

常呂川はん濫危険情報

常呂川洪水予報第３号
洪水警報
平成28年09月09日21時50分
網走開発建設部 網走地方気象台　共同発表

（見出し）

常呂川では、はん濫危険水位（レベル４）に到達し、はん濫のおそれあり

対象とする水位観測所の名称、水位危険度レベル、今後の見込み等が示されている。

（主　文）

常呂川の上川沿水位観測所（北見市）では、9日21時40分頃に、避難勧告等の発令の目安となる「はん濫危険水位（レベル４）」に到達しました。北見市では、常呂川の堤防決壊等によるはん濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

（雨量）

現在、雨は小降りになりました。

流域	08日20時00分～09日21時40分までの流域平均雨量	09日21時40分～10日00時40分までの流域平均雨量の見込み
常呂川流域	77ミリ	0ミリ

流域平均雨量の現況と予測等が示されている。

（水位）

常呂川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度			レベル１	レベル２	レベル３	レベル４
	水位(m) 又は 流量(m3/s)			水防団待機	はん濫注意	避難判断	はん濫危険
置戸水位観測所(常呂郡置戸町)	09日21時40分の状況	211.75	-				
	09日22時40分の予測	***	-				
	09日23時40分の予測	***	-				
	10日00時40分の予測	***	-				
北見水位観測所(北見市)	09日21時40分の状況	55.85	-				
	09日22時40分の予測	***	-				
	09日23時40分の予測	***	-				
	10日00時40分の予測	***	-				
上川沿水位観測所(北見市)	09日21時40分の状況	7.23	-				
	09日22時40分の予測	7.25	-				
	09日23時40分の予測	7.26	-				
	10日00時40分の予測	7.27	-				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。
レベル４については、はん濫危険水位と計画高水位を按分しており、はん濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

各基準観測所の河川水位の現況と予想等が示されている。

情報入手方法

・防災情報提供システム
・気象庁ホームページ
・川の防災情報
・市町村向け川の防災情報

情報例（その２）

各基準観測所の基準水位が示されている。

水位観測所の受け持ち区間や浸水想定区域が示されている。

問い合わせ先の部署名、電話番号等が示されている。

（参考資料）

（単位:水位(m) 又は 流量(m3/s)）

観測所名	置戸 水位観測所	北見 水位観測所	上川沿 水位観測所
	常呂郡置戸町	北見市	北見市
レベル４ はん濫危険水位※	213.20	59.00	7.20
レベル３ 避難判断水位※	213.00	58.80	7.00
レベル２ はん濫注意水位	212.90	58.00	6.20
レベル１ 水防団待機水位	212.60	57.40	5.30
受け持ち区間	常呂川 左岸　北見市から置戸町 右岸　北見市から置戸町	常呂川 左岸　北見市端野町忠志から光葉町 右岸　北見市端野町忠志から川東	常呂川 左岸　北見市常呂町常呂から常呂町日吉 右岸　北見市常呂町共立から常呂町日吉
はん濫が発生した場合の浸水想定区域	北海道常呂郡置戸町置戸地区、 北海道常呂郡置戸町拓殖地区、 北海道常呂郡置戸町境野地区、 北海道常呂郡置戸町中里地区、 北海道常呂郡置戸町川南地区、 北海道常呂郡訓子府町日出地区、 北海道常呂郡訓子府町穂波地区、 北海道常呂郡訓子府町東町地区、 北海道常呂郡訓子府町旭町地区、 北海道常呂郡訓子府町仲町地区、 北海道常呂郡訓子府町栄町地区、 北海道常呂郡訓子府町若葉町地区、 北海道常呂郡訓子府町西富地区、 北海道常呂郡訓子府町大谷地区、 北海道常呂郡訓子府町実郷地区、 北海道常呂郡訓子府町末広町地区、 北海道常呂郡訓子府町清住町地区、 北海道北見市光葉町地区、 北海道北見市新生町地区、 北海道北見市北央町地区、 北海道北見市北光地区、 北海道北見市北上地区、 北海道北見市上ところ地区、 北海道北見市開成地区、 北海道北見市常川地区	北海道北見市端野町忠志地区、 北海道北見市端野町一区地区、 北海道北見市端野町二区地区、 北海道北見市端野町三区地区、 北海道北見市端野町端野地区、 北海道北見市小泉地区、 北海道北見市春光町地区、 北海道北見市田端町地区、 北海道北見市朝日町地区、 北海道北見市桜町地区、 北海道北見市清月町地区、 北海道北見市南町地区、 北海道北見市光葉町地区、 北海道北見市川東地区	北海道北見市常呂町日吉地区、 北海道北見市常呂町福山地区、 北海道北見市常呂町豊川地区、 北海道北見市常呂町共立地区、 北海道北見市常呂町土佐地区、 北海道北見市常呂町常呂地区

※避難判断水位、はん濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第１位危険箇所の
避難判断水位・はん濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位 危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル５	はん濫の発生以降	はん濫水への警戒を求める段階
レベル４	はん濫危険水位からはん濫発生まで	いつはん濫してもおかしくない状態 避難等のはん濫発生に対する対応を求める段階
レベル３	避難判断水位からはん濫危険水位まで	避難準備などのはん濫発生に対する警戒を求める段階
レベル２	はん濫注意水位から避難判断水位まで	はん濫の発生に対する注意を求める段階
レベル１	水防団待機水位からはん濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
川の防災情報 気象庁ホームページ	http://www.river.go.jp/ http://www.jma.go.jp/	http://i.river.go.jp/

問い合わせ先
水位関係：国土交通省 網走開発建設部 治水課　電話：0152-44-6445
気象関係：気象庁 網走地方気象台　電話：0152-43-4348

(10)　水位到達情報

情報内容	◆あらかじめ指定した河川について、氾濫危険水位（特別警戒水位）を定め、当該水位に到達した旨を国土交通省または都道府県が発表する情報。 ◆特別警戒水位への到達情報の標題は、氾濫危険情報であり、河川名を付して「○○川氾危険情報」として発表している。なお、氾濫注意水位、避難判断水位が設定されている河川では、その到達情報を「○○川氾濫注意情報」、「○○川氾濫警戒情報」として発表している。
情報例	標題に河川名が記載されている。 発表者：国土交通省 中村河川国道事務所 → 第１受報者：機関名 → 機関名 → 機関名 正規 中筋川はん濫警戒情報 平成 28 年 09 月 20 日 06 時 50 分 国土交通省　中村河川国道事務所発表 （第２号） 【主文】 中筋川の磯ノ川水位観測所（四万十市)では、20 日 06 時 40 分頃に避難判断水位（7.40m）に到達しました。 市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。 (参考) 中筋川　磯ノ川水位観測所（四万十市） （受け持ち区間は　中筋川左岸：四万十市有岡字沖前１４３１番の１地先から幹川合流点まで、右岸：四万十市九樹字カゲヒラ１４８５番の１地先から幹川合流点まで） はん濫危険水位（相当換算水位）　8.11m　水防法第１３条で規定される特別警戒水位　いつはん濫してもおかしくない状態　避難等のはん濫発生に対する対応を求める段階 避難判断水位　7.40m　避難準備などのはん濫発生に対する警戒を求める段階 はん濫注意水位　5.50m　はん濫発生に対する注意を求める段階 ※避難判断水位、はん濫危険水位：　水位観測所受け持ち区間のうち、第１位危険箇所の避難判断水位、危険水位を水位観測所に換算した水位。 問い合わせ先 国土交通省 中村河川国道事務所 工務第一課　電話：0880-34-7301 (内線) 732310 (参考) 「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。 川の防災情報　パソコンから：http:/www.river.go.jp/　携帯電話から：http://i.river.go.jp/ 対象とする水位観測所の名称、水位到達情報等が示されている。 水位観測所の受け持ち区間が示されている。 各基準観測所の基準水位が示されている。 問い合わせ先の部署名、電話番号等が示されている。
情報入手方法	・川の防災情報 ・市町村向け川の防災情報

(11)　洪水情報のプッシュ型配信

情報内容	◆国土交通省が発信元となり、携帯電話事業者（NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンク等）が提供する「緊急速報メール」のサービスを活用して洪水情報を携帯電話ユーザーへ周知する。 ◆配信情報は、指定河川洪水予報の氾濫危険情報（レベル４）及び氾濫発生情報（レベル５）の発表を契機として、流域住民の主体的な避難を促進するために配信する情報（下記情報例を参照） ◆平成２８年９月から鬼怒川、肱川の一部自治体から開始しており、今後、国が管理する水系へ順次拡大して行く予定。
情報例	○洪水情報の例 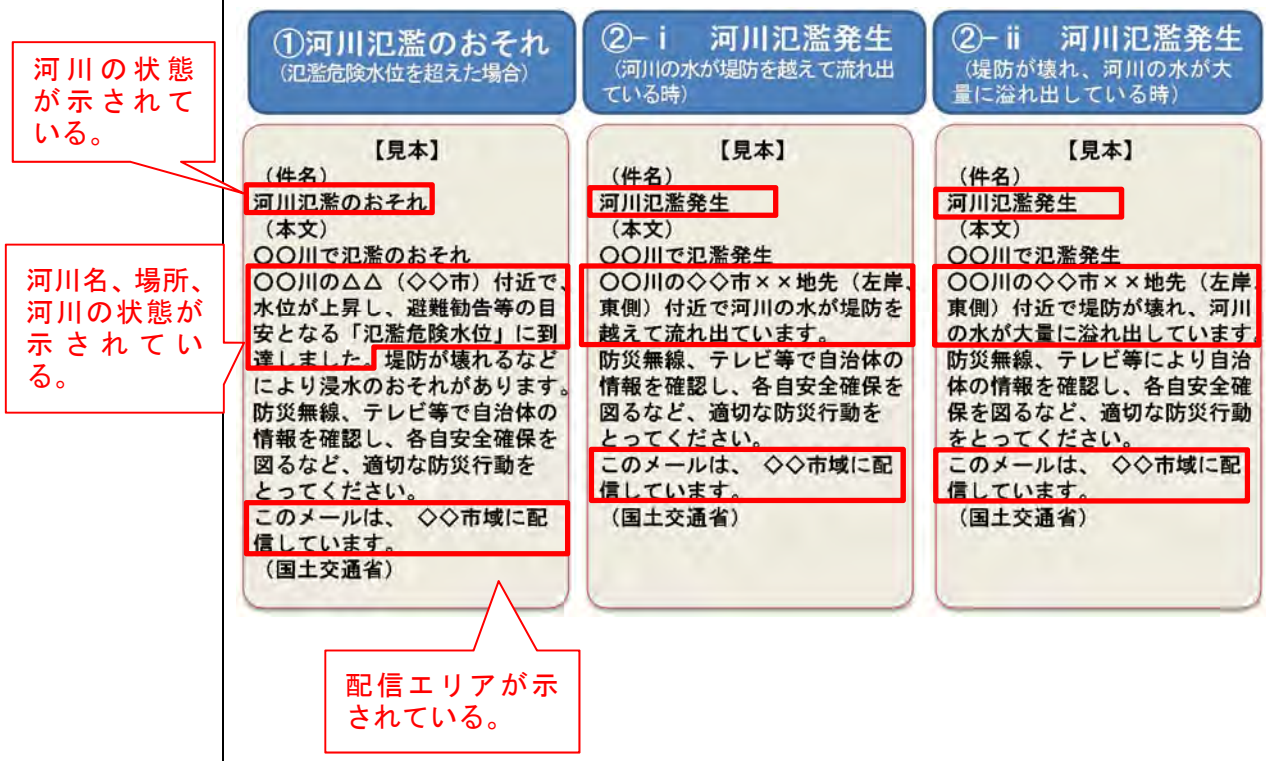
情報入手方法	・緊急速報メール（NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンク等） ※取組詳細は国土交通省HPを参照

(12)　流域雨量指数の６時間先までの予測値（平成 29 年度出水期から提供開始）

情報内容	◆水位周知河川及びその他河川を対象として、河川毎に、上流域に降った雨によって、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。 ◆これまでに降った雨（解析雨量）とこれから降ると予想される雨（6 時間先までの降水短時間予報等）を取り込んで、上流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算し、洪水警報等の発表基準と比較することで、河川毎の 6 時間先までの洪水発生の危険度の予測値が、色分けした時系列で表示される。 ◆水位周知河川及びその他河川において避難準備・高齢者等避難開始等の発令の判断に活用する。 ◆流域面積の大きくない水位周知河川やその他河川においては水位が急激に上昇するため、実際に水位が上昇するよりも数時間前の早い段階から予測（流域雨量指数の 6 時間先までの予測値を含む）を活用することが重要である。 ◆実際に水位が上昇した段階では、流域雨量指数のみを参照するのではなく、水位やカメラ画像、水防団からの報告等の現地情報と合わせて利用することが重要である。
情報例	2016年8月30日14時00分 市区町村 岩泉町 ・ 6 時間先までの予測値と洪水警報等の基準への到達状況が確認できる。 危険度の赤は、過去の重大な災害の発生時に匹敵する危険な状況を表す。 ※　流域雨量指数そのものは相対的な洪水危険度を示した指標である。流域雨量指数の値を洪水警報等の発表基準と比較することで洪水発生の危険度（重大な洪水害が発生するおそれなど）を判断することができ、洪水警報等の発表基準への到達状況に応じて 6 時間先までの洪水発生の危険度が、色分けした時系列として表示される。 ※　洪水警報等の発表基準は、河川流域毎かつ市町村毎に過去の洪水発生時の流域雨量指数の値を網羅的に調査した上で設定しているため、流域雨量指数の計算では考慮されていない要素（ダムや堰、水門等の人為的な流水の制御、潮位の影響及び支川合流の影響、堤防等のインフラの整備状況の違いなど）も基準値には一定程度反映されている。
情報入手方法	・防災情報提供システム

市町村	基準河川	基準Ⅲ 指数基準	基準Ⅱ（警報基準） 指数基準	基準Ⅱ（警報基準） 複合基準	基準Ⅰ（注意報基準） 指数基準	基準Ⅰ（注意報基準） 複合基準	2時0分	3時0分	4時0分	5時0分	6時0分	7時0分	8時0分	9時0分	10時0分	11時0分	12時0分	13時0分	14時0分	15時0分	16時0分	17時0分	18時0分	19時0分	20時0分
岩泉町	安家川	23	16		12	(10)	6	6	6	6	7	7	7	7	7	8	7	8	9	10	12	19	27	29	26
	折壁川	7	6		4		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	4	6	8	8	7
	小本川	45	41		12	(6)	11	11	11	12	12	12	12	13	13	13	11	12	13	14	17	26	41	52	54
	鼠入川	14	11		10		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	5	7	11	14	14	13
	摂待川	12	11		9		3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	[illegible]	[illegible]	4	4	7	10	12	12	10

(13)　洪水警報の危険度分布（平成 29 年度出水期から提供開始）

情報内容	◆流域雨量指数の予測値を 3 時間先までの予測として面的に示したもので、上流域に降った雨による、水位周知河川及びその他河川の洪水発生の危険度の高まりを表す分布情報。 ◆洪水発生の危険度の高まりを、洪水警報等の発表基準への到達状況に応じて 5 段階に判定した結果を色分け表示している。 ◆危険度の判定には 3 時間先までの雨量予測に基づく流域雨量指数の予想を用いている。 ◆洪水警報が発表された市町村内において、水位周知河川及びその他河川等について、実際にどこで洪水発生の危険度が高まっているか、3 時間先までの予測が面的に概ね確認できる。水位周知河川及びその他河川の 3 時間先までの洪水発生の危険度の高まりの面的な把握の参考になる。
情報例	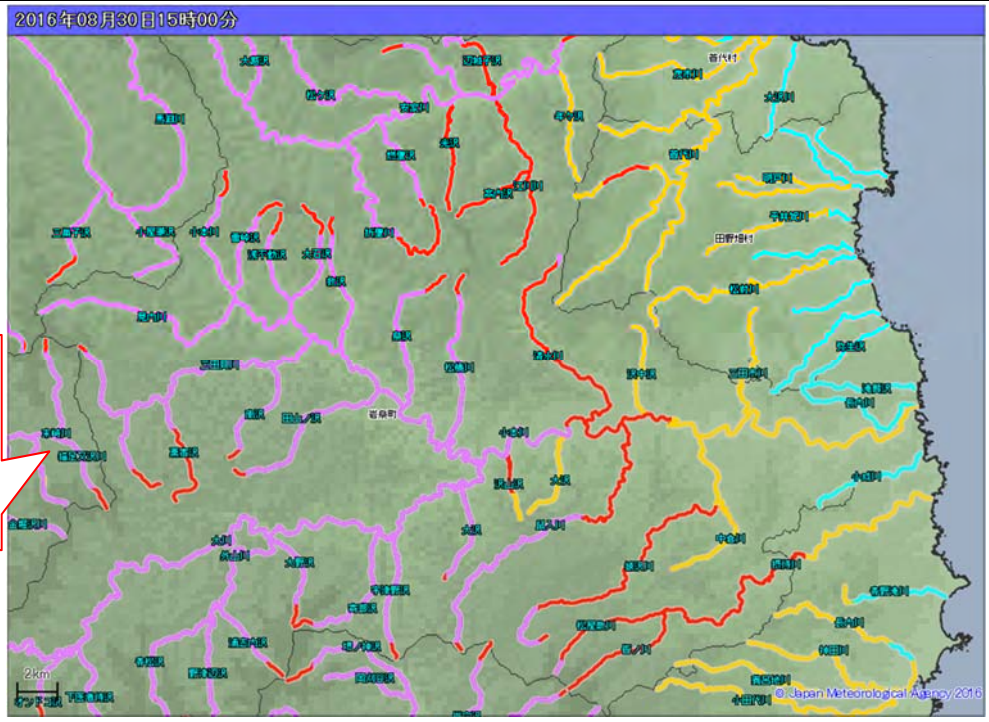 ※　洪水警報等の発表基準は、河川流域毎かつ市町村毎に過去の洪水発生時の流域雨量指数の値を網羅的に調査した上で設定しているため、流域雨量指数の計算では考慮されていない要素（ダムや堰、水門等の人為的な流水の制御、潮位の影響及び支川合流の影響、堤防等のインフラの整備状況の違いなど）も基準値には一定程度反映されている。
情報入手方法	・防災情報提供システム ・気象庁ホームページ

(14)　大雨警報（浸水害）の危険度分布（平成 29 年度出水期から提供開始）

情報内容	◆短時間強雨による浸水害発生の危険度を面的に表す分布情報。 ◆１km 四方の領域（メッシュ）ごとに、短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりを、大雨警報（浸水害）等の発表基準への到達状況に応じて５段階に判定した結果を色分け表示している。 ◆危険度の判定には１時間先までの雨量予測に基づく表面雨量指数（仮称）の予想を用いている。 ◆大雨警報（浸水害）が発表された市町村内において実際にどこで浸水害発生の危険度が高まっているか、面的に概ね確認できる。小河川・下水道等における避難準備・高齢者等避難開始の発令範囲の判断に活用する。
情報例	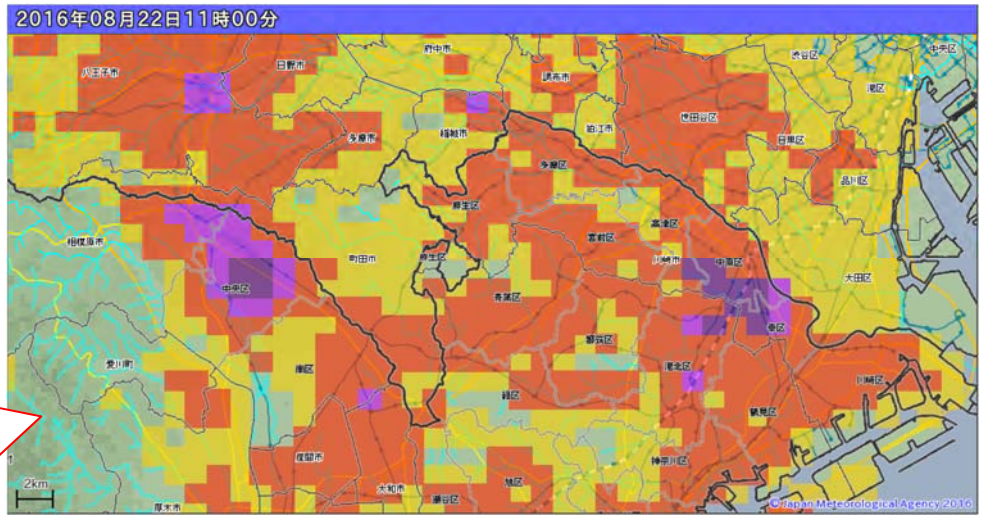 短時間強雨による浸水害発生の危険度分布が確認できる。 高 危険度 低 極めて危険 非常に危険 警戒 注意 今後の情報等に留意
情報入手方法	・防災情報提供システム ・気象庁ホームページ

(15)　土砂災害警戒判定メッシュ情報

情報内容	◆大雨による土砂災害発生の危険度を面的に表す分布情報。 ◆5km 四方の領域（メッシュ）ごとに、大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等の発表基準への到達状況に応じて 5 段階に判定した結果を色分け表示している。 ◆危険度の判定には 2 時間先までの雨量予測に基づく土壌雨量指数等の予想を用いている。 ◆大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表された市町村内において実際にどこで土砂災害発生の危険度が高まっているか、面的に概ね確認できる。避難指示（緊急）、避難勧告及び避難準備・高齢者等避難開始の発令範囲の判断に活用する。
情報例	土砂災害発生の危険度が高まっている領域を確認できる。 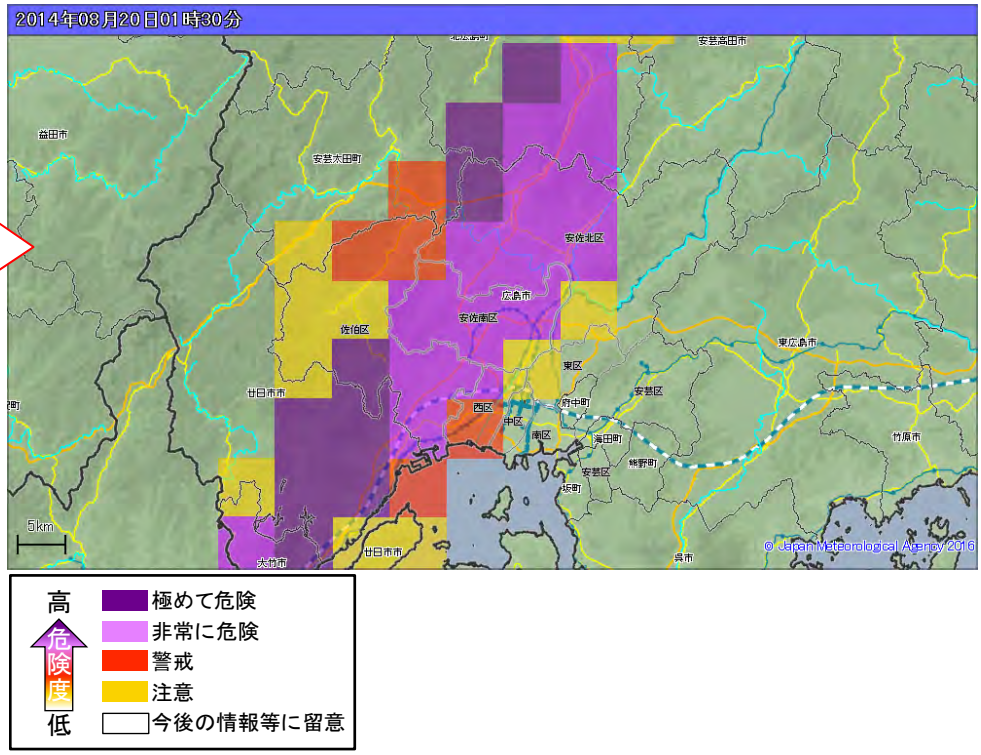
情報入手方法	・防災情報提供システム ・気象庁ホームページ

(16)　都道府県が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報

情報内容	◆市町村長が避難勧告等の発令を行う対象地域を特定し、さらに災害を未然に防止できる適切なタイミングで避難勧告等の発令を行うための参考となるよう、各都道府県の防災情報システムにより提供されている。 ◆市町村内のより詳しい危険度がリアルタイムでわかるメッシュ情報や危険度の推移が分かる情報などがある。
情報例	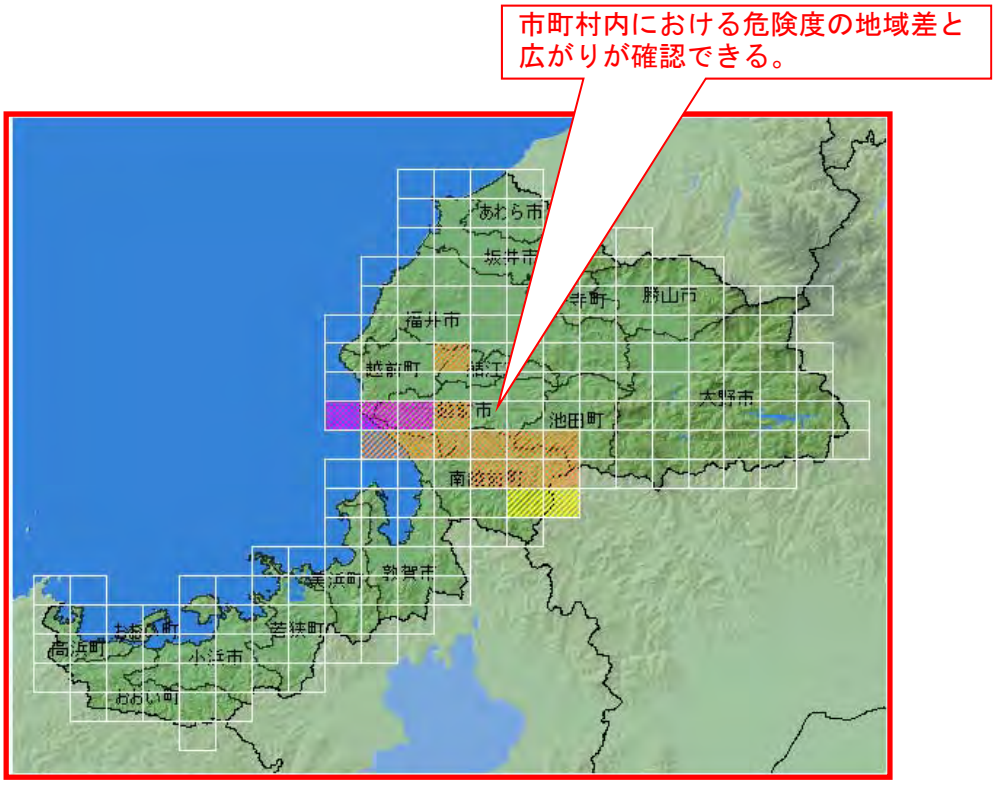 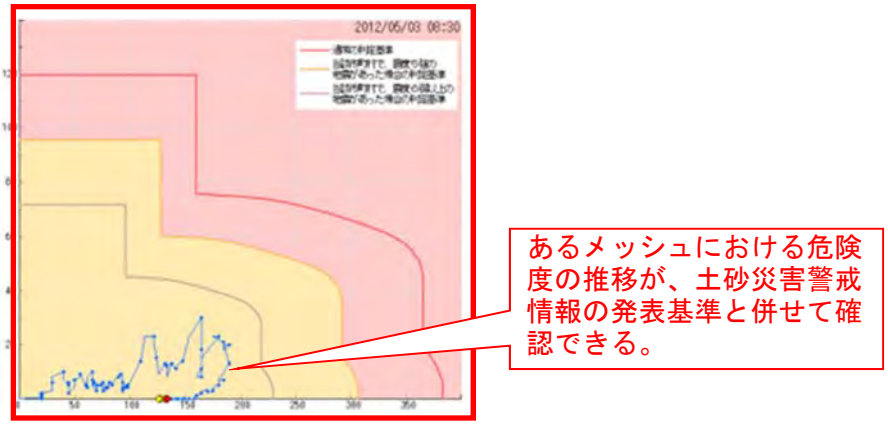
情報入手方法	・各都道府県の防災情報システム

(17)　土砂災害警戒情報

情報内容	◆大雨警報（土砂災害）等が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が更に高まったときに発表される。
情報例	秋田県土砂災害警戒情報　第6号 平成25年8月9日　18時30分 秋田県　秋田地方気象台　共同発表 【警戒対象地域】 大館市　鹿角市　北秋田市　仙北市　小坂町 【警戒解除地域】 能代市　上小阿仁村　藤里町　八峰町 土砂災害警戒情報が発表された市町村名が示されている。 土砂災害警戒情報が解除された場合は、その市町村名が示される。 【警戒文】 ＜概況＞ 大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています ＜とるべき措置＞ 崖の近くなど土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに市町村から発表される避難勧告などの情報や気象台から発表される最新の気象情報に注意してください。 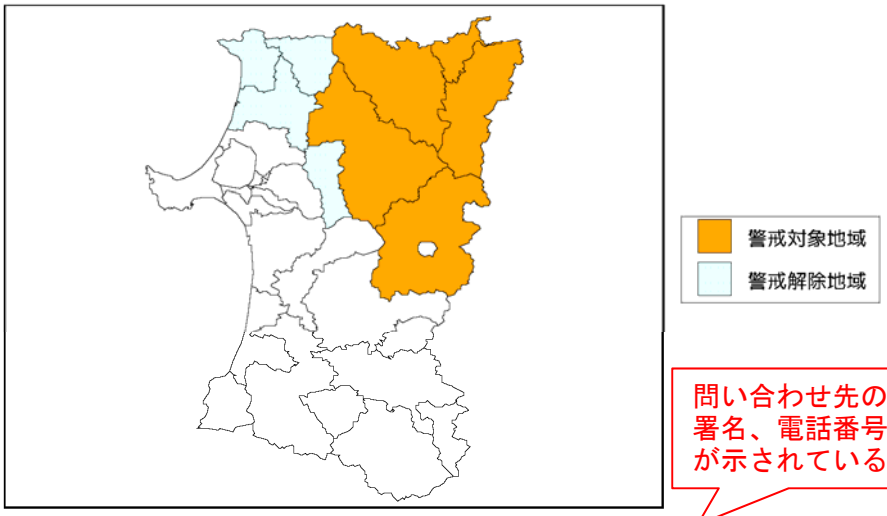 問い合わせ先の部署名、電話番号等が示されている。 問い合わせ先 018-860-2519（秋田県河川砂防課） 018-823-8291（秋田地方気象台技術課）
情報入手方法	・防災情報提供システム ・気象庁ホームページ

(18)　潮位観測情報

情報内容	◆潮位観測所ごとの実際の潮位、天文潮位。5 分又は 10 分ごとに更新される。 ◆高潮注意報、高潮警報の発表基準潮位も確認できる。
情報例	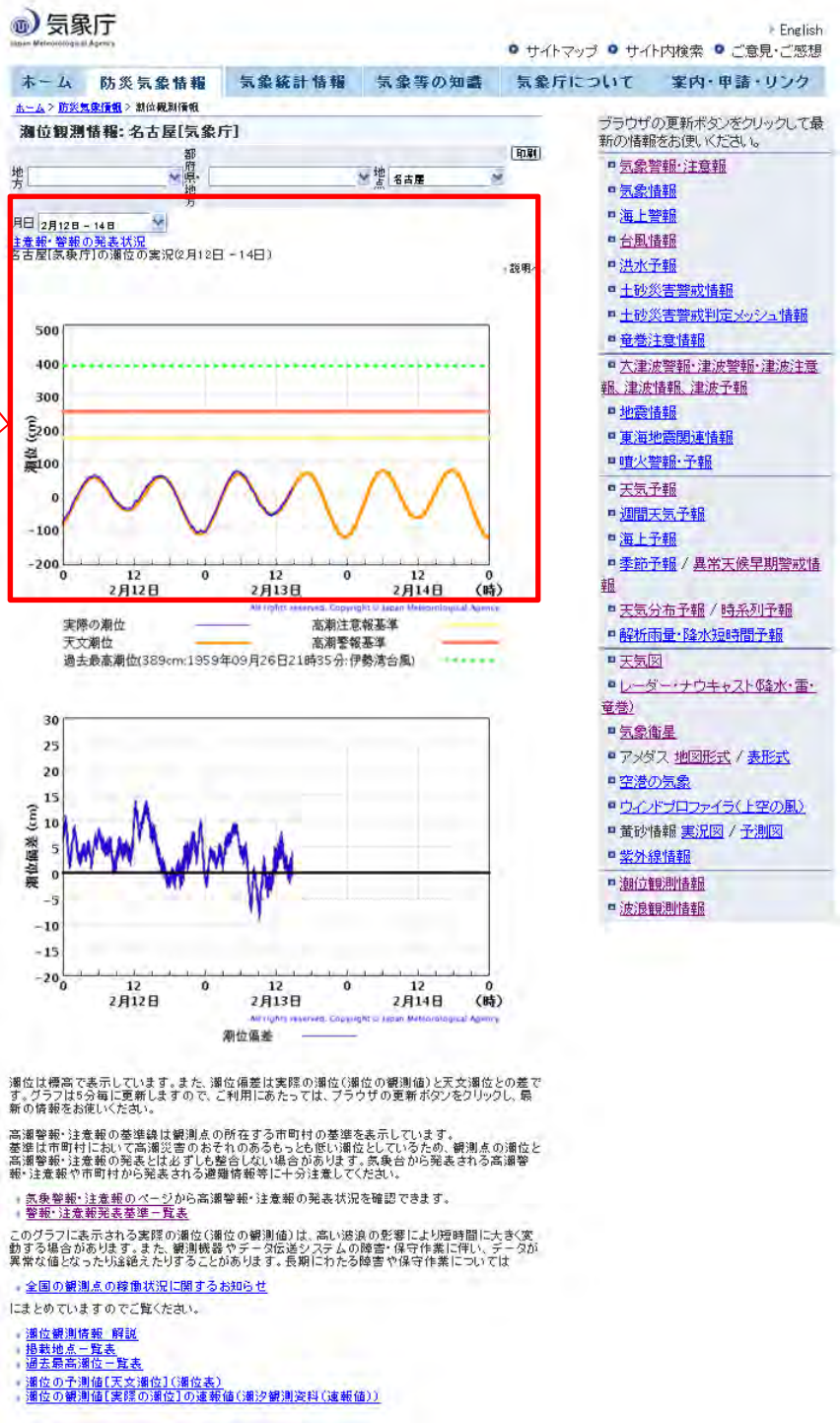 潮位の時系列的な変化が図形式で確認できる。 今後の天文潮位の変化や高潮注意報基準、高潮警報基準を確認することもできる。
情報入手方法	・防災情報提供システム ・気象庁ホームページ ・防災情報提供センター（国土交通省）

情報例（その２）

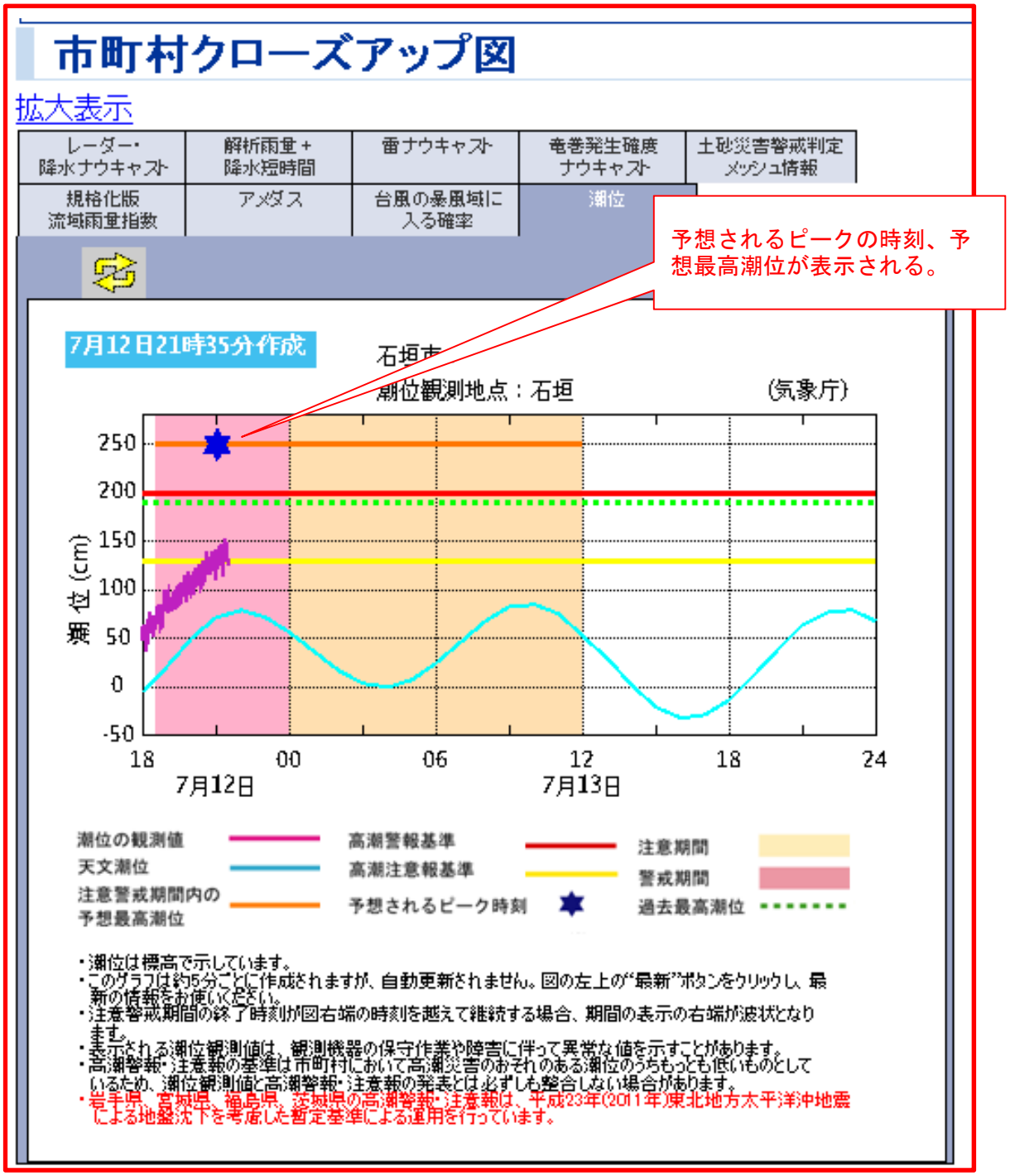
市町村クローズアップ図
拡大表示
レーダー・降水ナウキャスト
解析雨量＋降水短時間
雷ナウキャスト
竜巻発生確度ナウキャスト
土砂災害警戒判定メッシュ情報
規格化版流域雨量指数
アメダス
台風の暴風域に入る確率
潮位
予想されるピークの時刻、予想最高潮位が表示される。
7月12日21時35分作成
石垣市
潮位観測地点：石垣
(気象庁)
潮位(cm)
250
200
150
100
50
0
-50
18
00
06
12
18
24
7月12日
7月13日
潮位の観測値
天文潮位
注意警戒期間内の予想最高潮位
高潮警報基準
高潮注意報基準
予想されるピーク時刻
注意期間
警戒期間
過去最高潮位
・潮位は標高で示しています。
・このグラフは約5分ごとに作成されますが、自動更新されません。図の左上の"最新"ボタンをクリックし、最新の情報をお使いください。
・注意警戒期間の終了時刻が図右端の時刻を越えて継続する場合、期間の表示の右端が波状となります。
・表示される潮位観測値は、観測機器の保守作業や障害に伴って異常な値を示すことがあります。
・高潮警報・注意報の基準は市町村において高潮災害のおそれのある潮位のうちもっとも低いものとしているため、潮位観測値と高潮警報・注意報の発表とは必ずしも整合しない場合があります。
・岩手県、宮城県、福島県、茨城県の高潮警報・注意報は、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震による地盤沈下を考慮した暫定基準による運用を行っています。

(19)　津波に関する情報

<table>
<tr><td>情報内容</td><td>◆津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約 3 分を目途に、大津波警報、津波警報又は津波注意報が、津波予報区単位で発表される。
◆これら警報・注意報が発表された場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどが津波情報として発表される。</td></tr>
<tr><td>情報例</td><td>【津波情報の種類】
<table>
<tr><th>種類</th><th>情報の内容</th></tr>
<tr><td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td><td>各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ</td></tr>
<tr><td>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</td><td>主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻</td></tr>
<tr><td>津波観測に関する情報</td><td>沿岸で観測した津波の時刻や高さ</td></tr>
<tr><td>沖合の津波観測に関する情報</td><td>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さ</td></tr>
</table>
※遠地で発生した地震による津波の場合、気象庁は、津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある</td></tr>
<tr><td>情報入手方法</td><td>・防災情報提供システム
・気象庁ホームページ</td></tr>
</table>

情報例（その２）

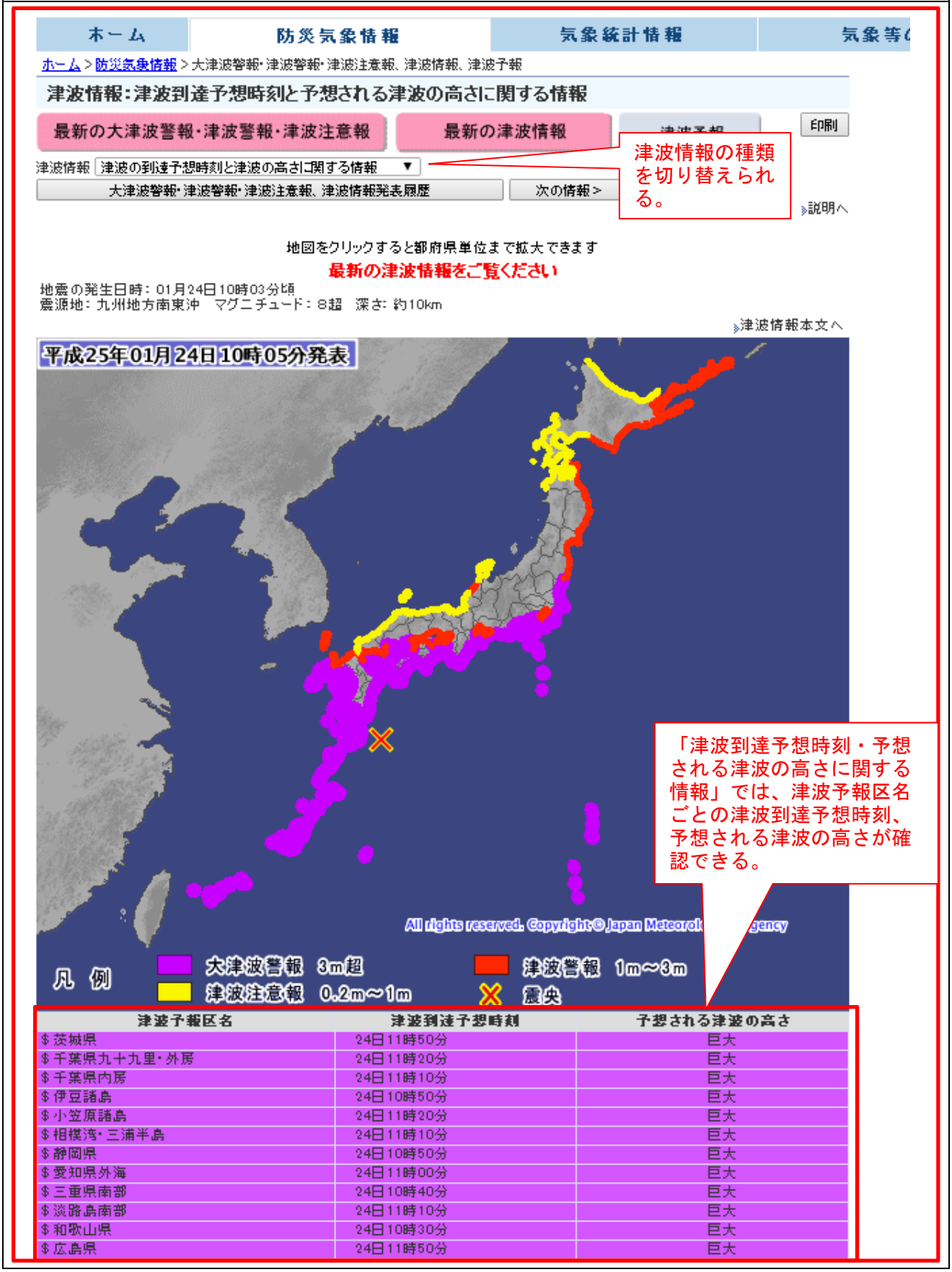
ホーム
防災気象情報
気象統計情報
ホーム > 防災気象情報 > 大津波警報・津波警報・津波注意報、津波情報、津波予報
津波情報：津波到達予想時刻と予想される津波の高さに関する情報
最新の大津波警報・津波警報・津波注意報
最新の津波情報
印刷
津波情報 津波の到達予想時刻と津波の高さに関する情報
大津波警報・津波警報・津波注意報、津波情報発表履歴
次の情報 >
津波情報の種類を切り替えられる。
説明へ
地図をクリックすると都府県単位まで拡大できます
最新の津波情報をご覧ください
地震の発生日時：01月24日10時03分頃
震源地：九州地方南東沖　マグニチュード：8超　深さ：約10km
津波情報本文へ
平成25年01月24日10時05分発表
「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」では、津波予報区名ごとの津波到達予想時刻、予想される津波の高さが確認できる。
凡 例
大津波警報 3m超
津波警報 1m～3m
津波注意報 0.2m～1m
震央
津波予報区名 | 津波到達予想時刻 | 予想される津波の高さ
＄茨城県 | 24日11時50分 | 巨大
＄千葉県九十九里・外房 | 24日11時20分 | 巨大
＄千葉県内房 | 24日11時10分 | 巨大
＄伊豆諸島 | 24日10時50分 | 巨大
＄小笠原諸島 | 24日11時20分 | 巨大
＄相模湾・三浦半島 | 24日11時10分 | 巨大
＄静岡県 | 24日10時50分 | 巨大
＄愛知県外海 | 24日11時00分 | 巨大
＄三重県南部 | 24日10時40分 | 巨大
＄淡路島南部 | 24日11時10分 | 巨大
＄和歌山県 | 24日10時30分 | 巨大
＄広島県 | 24日11時50分 | 巨大

巻末資料Ⅱ　土砂災害の前兆現象について

表 2　土砂災害の前兆現象の例※

五感	移動主体	土石流	がけ崩れ	地すべり
視覚	山・斜面・がけ	・渓流付近の斜面が崩れだす ・落石が生じる	・がけに割れ目がみえる ・がけからは小石がパラパラと落ちる ・斜面がはらみだす	・地面にひび割れができる ・地面の一部が落ち込んだり盛り上がったりする
	水	・川の水が異常に濁る ・雨が降り続いているのに川の水位が下がる ・土砂の流出	・表面流が生じる ・がけから水が噴出する ・湧水が濁りだす	・沢や井戸の水が濁る ・斜面から水が噴き出す ・池や沼の水かさが急減する
	樹木	・濁水に流木が混じりだす	・樹木が傾く	・樹木が傾く
	その他	・渓流内の火花		・家や擁壁に亀裂が入る ・擁壁や電柱が傾く
聴覚		・地鳴りがする ・山鳴りがする ・転石のぶつかり合う音	・樹木の根が切れる音がする ・樹木の揺れる音がする ・地鳴りがする	・樹木の根が切れる音がする
嗅覚		・腐った土の臭いがする		

（注）上記のほか地響きや地震のような揺れ等を感じることもあるが、土砂災害の発生前に必ずしも前兆現象が見られるわけではない。
前兆現象が確認されたときは、既に土砂災害が発生している、または発生する直前であるため、ただちに避難行動をとるべきである。

※　表については国土交通省河川局砂防部「土砂災害警戒避難に関わる前兆現象情報の活用のあり方について」（平成 18 年 3 月）からの転載、注書については内閣府が記載

巻末資料Ⅲ　危険潮位の設定について

危険潮位：基準観測所潮位（又は各市町村の推定潮位）がその潮位を越えると、高潮被害のおそれがあるものとする。

下図を参考に避難勧告等の対象区域（以下「高潮避難区域」という。）ごとに設定。入手できるデータ等に応じて設定手法を選択して決定。

高潮避難区域：下記を考慮して設定した、避難勧告等の対象区域。
- ・海岸保全施設の整備状況が概ね同レベルの範囲
- ・海岸保全施設で防護される区域の住家等の有無

基準観測所潮位：潮位観測・予測が実施されている観測所のうち、地域の潮位（現地潮位）を最も適切に推測できる観測所の潮位。

各市町村の推定潮位：基準観測所潮位を基に、各市町村の潮位を推定した潮位

現地潮位　：各高潮避難区域を代表する潮位。地形の影響などにより、基準観測所潮位と同じとは限らない。観測値は基準観測所潮位等でしか得られないため、それとの関係性を整理しておく必要がある。

①現地潮位との関係から整理

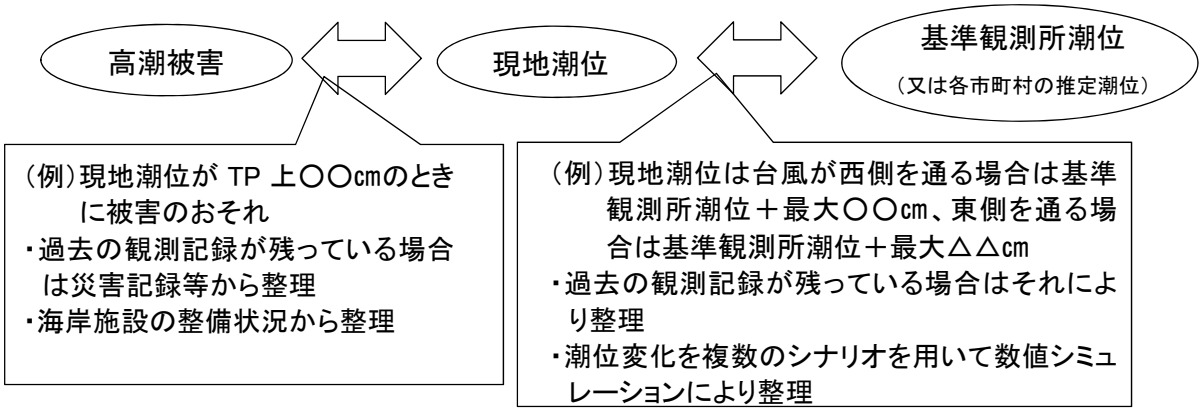

②過去の災害時の資料から直接整理

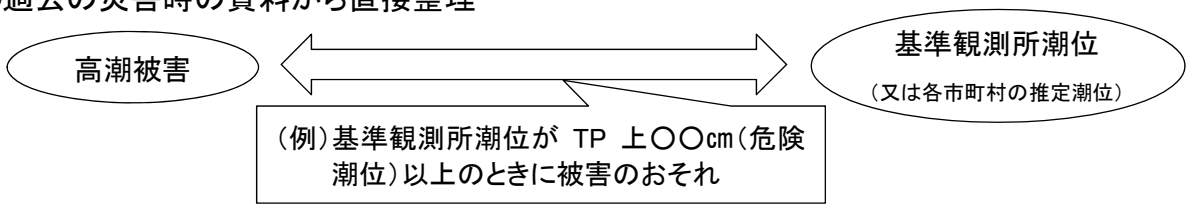

③高潮警報基準等を危険潮位として採用（①、②ができない場合）

過去の災害資料や現地潮位を介した整理が出来ない場合は、高潮警報基準や海岸施設の天端高などの既存の閾値を活用。

情報の収集

上記の調査のため、以下の情報を収集

・過去高潮記録

　　被害実態（市町村）

　　施設の状況（海岸管理者等）

　　気象、潮位の状況（気象台等）

・防潮施設の現状（海岸管理者等）

・高潮警報基準（気象台）

・現在の避難勧告基準等（市町村）

・海岸地形等（海岸管理者等）

留意点

・避難勧告等のためには、浸水シミュレーションや過去の災害の調査等により、浸水区域等を特定することが必要。

・危険潮位の設定に当たっては、海岸管理者、気象台、都道府県防災部局等の関係者と情報、認識の共有が必要。

・シミュレーションのシナリオ（台風の強さやコース）については、可能な限り複数の事例を想定。

・過去災害の調査に当たっては、できるだけ複数の事例を対象とし、当時の施設整備状況等を勘案する。

・海岸施設の整備状況を用いる際などには、波浪の影響を勘案する。

巻末資料Ⅳ　竜巻、雷、急な大雨への対応について

○竜巻、雷、急な大雨といった積乱雲がもたらす激しい現象は、短時間で局所的に発生することが特徴であり、最新の観測・予測技術をもってしても、発生する場所や時刻を予測することが困難であることから、本ガイドラインでは、避難勧告等の発令の対象としていない。

○竜巻、雷が発生する可能性に応じて、気象庁から、「気象情報」、「雷注意報」、「竜巻注意情報」の順に段階的に防災気象情報が発表される※1が、竜巻注意情報は、一次細分区域（○○県南部など）の単位で発表され、市町村単位では発表されていない。

○このため、「竜巻注意情報」が発表されたとき、竜巻、雷等が必ず発生するわけではないものの、市町村は、これらの現象が発生した場合に迅速な対応が取れるような体制を構築しておくことが望ましい。

○また、竜巻、雷、急な大雨は突然発生し、短時間で被害をもたらすことから、<u>各市町村は、これらの現象から身を守る方法※2を平時から居住者等へ周知しておく</u>ことが必要である。

※1：竜巻・雷に関し発表される警報はない。
※2：例えば、「積乱雲に伴う激しい現象の住民周知に関するガイドライン（気象庁、平成 27 年 3 月改定）」、「竜巻等突風対策局長級会議報告（竜巻等突風対策局長級会議、平成 25 年 12 月）」、「竜巻から身を守ろう！（内閣府・気象庁、平成 25 年 12 月）」などを参照

気象情報：注意報等に先立って注意を呼びかけたり、注意報等の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点等を解説するために発表される。

雷注意報：落雷により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。発達した積乱雲の下で発生することの多い竜巻やダウンバースト等の突風、「ひょう」、急な強い雨に対する注意喚起を付加することもある。

竜巻注意情報：積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断された場合に一次細分区域（○○県南部など）の単位で対象に発表される。有効期間は、発表から１時間。

巻末資料Ｖ　用語集

「避難勧告等に関するガイドライン」の中で用いている防災気象情報や避難勧告等の用語について整理した。

【あ行】

大雨警報（おおあめけいほう）

気象台が、大雨によって、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して概ね市町村単位で発表。

表面雨量指数（仮称）基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表。

大雨警報（浸水害）の危険度分布（おおあめけいほうのきけんどぶんぷ）（平成 29 年度出水期から提供開始）

気象庁が、大雨警報（浸水害）を補足するため、市町村内のどこで大雨警報（浸水害）基準値に達するかを視覚的に確認できるよう、表面雨量指数を基準値で判定した結果をメッシュ情報で提供。

大雨注意報（おおあめちゅういほう）

気象台が、大雨によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して概ね市町村単位で発表。

大雨特別警報（おおあめとくべつけいほう）

気象台が、台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合に発表。

大雨特別警報には、雨量を基準とするものと、台風等を要因とするものの２種類があり、各々の具体的な指標は以下のとおり。

■雨量を基準とする大雨特別警報

以下①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合。

① 48 時間降水量及び土壌雨量指数において、50 年に一度の値以上となった 5km 格子が、共に府県程度の広がりの範囲内で 50 格子以上出現。

② 3 時間降水量及び土壌雨量指数において、50 年に一度の値以上となった 5km 格子が、共に府県程度の広がりの範囲内で 10 格子以上出現（ただし、3 時間降水量が 150mm 以上となった格子のみをカウント対象とする）。

■台風等を要因とする大雨特別警報

「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧 910hPa 以下又は最大風速 60m/s 以上。

大津波警報（おおつなみけいほう）

気象庁が、予想される津波の高さが高いところで３ｍを超える場合に、津波によって重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して、該当する津波予報区に対して発表。なお、大津波警

報は、特別警報に位置づけられている。

屋内安全確保（おくないあんぜんかくほ）

本ガイドラインにおいて定義する、屋内での待避等の安全確保のこと。自宅等の建物内に留まり、安全を確保する避難行動。

【か行】

解析雨量（かいせきうりょう）

アメダスや自治体等の雨量計による正確な雨量観測と気象レーダーによる広範囲にわたる面的な雨の分布･強さの観測とのそれぞれの長所を組み合わせて、より精度が高い、面的な雨量を1キロメートル格子で解析したもの。

危険潮位（きけんちょうい）

その潮位を超えると、海岸堤防等を越えて浸水のおそれがあるものとして、各海岸による堤防等の高さ、過去の高潮時の潮位等に留意して、避難勧告等の対象区域毎に設定する潮位。

基準面（きじゅんめん）

陸地の高さや海の深さの基準となる面のこと。潮汐に関する基準面には、潮位の観測基準面、東京湾平均海面、潮位表基準面、基本水準面等がある。

強風注意報（きょうふうちゅういほう）

気象台が、強風によって、災害が起こるおそれがある旨を注意して概ね市町村単位で発表。警報基準への到達が予想されている場合には、発表文中で警報に切り替える可能性に言及する。

居住者等（きょじゅうしゃとう）

本ガイドラインにおいて定義する、地域にいる全ての居住者、滞在者のこと。

居住者・施設管理者等（きょじゅうしゃしせつかんりしゃとう）

本ガイドラインにおいて定義する、地域にいる全ての居住者、滞在者及び要配慮者利用施設、地下街等の所有者又は管理者のこと。

記録的短時間大雨情報（きろくてきたんじかんおおあめじょうほう）

数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）したり、解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに発表される情報。

緊急地震速報（きんきゅうじしんそくほう）

地震の発生直後に、各地での強い揺れの到達時刻や震度を予想し、可能な限り早く知らせる情報。

地震波には主に2種類の波があり、最初に伝わる早い波（秒速約7km）をP波、速度は遅い（秒速約4km）が揺れは強い波をS波という。この速度差を利用して、P波を検知した段階でS波による大きな揺れを予想し、事前に発表することができる。また情報は光の速度（秒速約30万km）で伝わることから、S波を検知した後であっても、ある程度離れた場所に対しては地震

波が届く前に危険を伝えることができる。

警報（けいほう）

気象台が、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して概ね市町村単位で発表。気象、津波、高潮、波浪、洪水の警報がある。気象警報には暴風、暴風雪、大雨、大雪の警報がある。各地の気象台が、管轄する府県予報区の二次細分区域（概ね市町村単位）毎に、定められた基準をもとに発表する。ただし、津波警報は全国を６６に区分した津波予報区に対して発表する。

警報級の可能性（けいほうきゅうのかのうせい）（平成 29 年度出水期から提供開始）

警報級の現象のおそれ（警報発表の可能性）が［高］［中］２段階の確度で提供される。

高解像度降水ナウキャスト（こうかいぞうどこうすいなうきゃすと）

雨量、降水強度について分布図形式で行う予報。5 分毎に発表し、30 分先までは 250m 格子単位で、35 分先から 60 分先までは 1km 格子単位で１時間後（5 分～60 分先）まで予報する。

洪水警報（こうずいけいほう）

気象台が、洪水によって、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して概ね市町村単位で発表。

洪水警報の危険度分布（こうずいけいほうのきけんどぶんぷ）（平成 29 年度出水期から提供開始）

気象庁が、洪水警報を補足するため、市町村内のどこで洪水警報基準値に達するかを視覚的に確認できるよう、精緻化した流域雨量指数を基準値で判定した結果の面的分布を提供。水位周知河川及びその他河川の洪水発生の危険度の 3 時間先までの予測の面的な把握の参考になる。

洪水注意報（こうずいちゅういほう）

気象台が、洪水によって、災害が起こるおそれがある旨を注意して概ね市町村単位で発表。

警報基準への到達が予想されている場合には、発表文中で警報に切り替える可能性に言及する。

家屋倒壊等氾濫想定区域（かおくとうかいとうはんらんそうていくいき）

家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域。

a)家屋倒壊等氾濫想定区域（洪水氾濫）

現行の建築基準に適合した一般的な構造の木造家屋について、浸水深と流速から倒壊等をもたらすような氾濫流が発生するおそれのある区域を推算したもの。

b)家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）

過去の洪水規模別に発生した河岸侵食幅より、木造・非木造の家屋倒壊等をもたらすような洪水時の河岸侵食幅を、河岸高（堤内地盤高と平均河床高の差）や川幅等から推算したもの

降水短時間予報（こうすいたんじかんよほう）

１時間降水量について分布図形式で行う予報。30 分毎に発表し、1km 格子単位で６時間後（1 時間～6 時間先）まで予報する。

洪水等

本ガイドラインにおいて定義する、洪水及び内水氾濫のこと。

降水ナウキャスト（こうすいなうきゃすと）

降水強度について分布図形式で行う予報。5分毎に発表し、1km格子単位で1時間後（5分～60分先）まで予報する。

洪水予報河川（こうずいよほうかせん）

水防法の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川で、国土交通大臣又は都道府県知事は、気象庁長官と共同して水位や流量の予報を行う。流域面積の大きい河川が対象となる。

国土交通大臣又は都道府県知事が洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとした指定した河川で、国土交通大臣又は都道府県知事は、気象庁長官と共同して水位や流量の予報を行う。

【さ行】

災害計画（さいがいけいかく）

本ガイドラインにおいて定義する、要配慮者利用施設の設置目的を踏まえた施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）により作成することとなっている災害に関する計画のこと

災害・避難カード（さいがい・ひなんかーど）

本ガイドラインで提案する、洪水等（場合によっては複数の河川）、土砂災害、高潮、津波の災害毎に立退き避難の必要性、立退き避難する場合の場所を建物毎に整理して事前に記したカード。各家庭や各施設において、災害種別毎にどのように行動するのかを確認し、災害時は、市町村が発する避難勧告等の情報をトリガーとして、悩むことなく、あらかじめ定めた避難行動を取ることができる。

山地災害危険地区（さんちさいがいきけんちく）

都道府県林務担当部局及び森林管理局が調査した山地災害（山腹崩壊、崩壊土砂流出、地すべり）による被害のおそれがある地区。

①山腹崩壊危険地区

山腹崩壊により人家や公共施設等に災害（落石による災害を含む。）が発生するおそれがある地区

②崩壊土砂流出危険地区

山腹崩壊又は地すべりによって発生した土砂等が土石流となって流出し、人家や公共施設等に災害が発生するおそれがある地区

③地すべり危険地区

地すべりにより人家や公共施設等に災害が発生するおそれがある地区

指定避難所（していひなんじょ）

災害対策基本法の規定により、災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所。市町村によって指定される。

指定緊急避難場所（していきんきゅうひなんばしょ）

災害対策基本法の規定により、切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所。市町村により、災害種別に応じた指定がなされる。

施設管理者等（しせつかんりしゃとう）

本ガイドラインにおいて定義する、要配慮者利用施設や地下街等の所有者又は管理者のこと。水防法等により、災害計画を作成することとされている。

小河川・下水道等（しょうかせんげすいどうとう）

本ガイドラインにおいて定義する、その他河川等のうち、宅地や流路の状況等を基に事前に検討した結果、氾濫しても居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼさないと判断した小河川・下水道等のこと。

水位周知海岸（すいいしゅうちかいがん）

水防法の規定により、都道府県知事が、高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸。都道府県知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定めた高潮氾濫危険水位（高潮特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う。

水位周知河川（すいいしゅうちかせん）

水防法の規定により、国土交通大臣または都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。

水位周知河川は、流域面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕がない河川が対象となる。

水位周知下水道（すいいしゅうちげすいどう）

水防法の規定により、都道府県知事又は市町村長が、内水氾濫により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。都道府県知事又は市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う。

水位到達情報（すいいとうたつじょうほう）

水防法の規定により、水位周知河川・海岸・下水道において氾濫危険水位等に水位が到達した時に、国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が発表する情報。市町村長による避難勧告等の発令判断のための重要な情報となる。

垂直避難（すいちょくひなん）

切迫した状況において、屋内の 2 階以上に避難すること。

本ガイドラインにおける「屋内安全確保」の一つ。

水平避難（すいへいひなん）

その場を立退き、近隣の少しでも安全な場所に一時的に避難すること。または、居住地と異なる場所で生活を前提とし、避難所等に長期間避難すること。

本ガイドラインにおける「立退き避難」と同意。

水防団待機水位（すいぼうだんたいきすいい）

水防団が待機する水位。居住者等に行動を求めるレベルではない。

専門機関（せんもんきかん）

本ガイドラインにおいて定義する、市町村が助言を求めることのできる対象機関のこと。

その他河川等（そのたかせんとう）

本ガイドラインにおいて定義する、洪水予報河川及、水位周知河川及び水位周知下水道以外の河川及び下水道のこと。河川特性等を考慮し、河川管理者や気象台等からの助言も踏まえ、避難勧告等の発令を判断する。

【た行】

待避（たいひ）

自宅などの居場所や安全を確保できる場所に留まり、災害を回避すること。なお、本ガイドラインにおいては「待避」との表現を用いているが、「たいひ」には、安全な場所に留まることに主眼を置いた「待避」と、安全な場所へ移動することに主眼を置いた「退避」と二通りの表記があるため、文脈に応じて表記を適切に使い分けること。

台風情報（たいふうじょうほう）

台風が発生したときに、気象庁から発表される情報。台風の実況と予報からなる。

a) 台風の実況の内容

台風の中心位置、進行方向と速度、中心気圧、最大風速（10 分間平均）、最大瞬間風速、暴風域、強風域。

b) 台風の予報の内容

72 時間先までの各予報時刻の台風の中心位置（予報円）、中心気圧、最大風速、最大瞬間風速、暴風警戒域。

高潮警報（たかしおけいほう）

気象台が、台風などによる海面の異常上昇によって、重大な災害の起こるおそれのある場合にその旨を警告して概ね市町村単位で発表。

高潮注意報（たかしおちゅういほう）

気象台が、台風などによる海面の異常上昇の有無および程度について、一般の注意を喚起するために概ね市町村単位で発表。災害の起こるおそれのある場合にのみ行う。

a) 高潮によって、海岸付近の低い土地に浸水することによって災害が起こるおそれのある場合。

b) 高潮には、浸水のほか、防潮堤・港湾施設等の損壊、船舶等の流出などがある。「異常潮」によるものを含む。

警報基準への到達が予想されている場合には、発表文中で警報に切り替える可能性に言及する。

高潮特別警報（たかしおとくべつけいほう）

気象台が、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に発表。

■高潮特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧 910hPa 以下又は最大風速 60m/s 以上。

立退き避難（たちのきひなん）

本ガイドラインにおいて定義する、自宅等から指定緊急避難場所や安全な場所へ移動する避難行動。

水平避難と同意。

竜巻注意情報（たつまきちゅういじょうほう）

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等の激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断された場合に一次細分区域（○○県南部など）の単位で発表される。有効期間は、発表から 1 時間。

注意報（ちゅういほう）

気象台が、大雨等によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して概ね市町村単位で発表。

気象、津波、高潮、波浪、洪水の注意報がある。気象注意報には風雪、強風、大雨、大雪、雷等の注意報がある。

各地の気象台が、管轄する府県予報区の二次細分区域（概ね市町村単位）毎に、定められた基準をもとに発表する。

ただし、津波注意報は全国を６６に区分した津波予報区に対して発表する。

潮位（ちょうい）

基準面から測った海面の高さで、波浪など短周期の変動を平滑除去したもの。防災気象情報における潮位は「標高」で表される。

「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）が用いられるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいは MSL（平均潮位）等が用いられる。

潮汐（ちょうせき）

約半日の周期でゆっくりと上下に変化する海面の水位（潮位）の昇降現象のこと。

津波警報（つなみけいほう）

気象庁が、予想される津波の高さが高いところで 1m を超え、3m 以下の場合に、津波によって重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して、該当する津波予報区に対して発表。

津波が原因で、海岸付近の低い土地に浸水することにより重大な災害が起こるおそれのある場合は、浸水警報を津波警報として行う。

津波注意報（つなみちゅういほう）

気象庁が、予想される津波の高さが高いところで 0.2m 以上、1m 以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合に、該当する津波予報区に対して発表する。

津波が原因で、海岸付近の低い土地に浸水することにより災害が起こるおそれのある場合は、

浸水注意報を津波注意報として行う。

津波の高さ（つなみのたかさ）

「津波の高さ」とは、津波がない場合の潮位（平常潮位）と、津波によって変化した海面との高さの差である。津波情報（津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報）で発表される「予想される津波の高さ」は、海岸線での予想値である。場所によっては予想された高さよりも高い津波が押し寄せることがある。また、津波情報（津波観測に関する情報）で発表される「津波の高さ」は、検潮所等で観測された津波の高さである。

天文潮（てんもんちょう）

潮汐のうち、月や太陽の起潮力のみによって生じる海面の昇降現象。潮汐は、天文潮に気圧や風など気象の影響が加わったもの。

天文潮位（てんもんちょうい）

主として天文潮を予測した潮位のこと。推算潮位。過去に観測された潮位データの解析をもとにして計算される。

東京湾平均海面（TP）（とうきょうわんへいきんかいめん）

標高（海抜高度）の基準面。水準測量で使用する日本水準原点は TP 上 24.4140m と定義されている。以前は東京湾中等潮位と呼ばれていたが、現在は用いられていない。

特別警戒水位（とくべつけいかいすいい）

水位周知河川、水位周知下水道、水位周知海岸において、付近の居住者等が避難を開始するために設定された水位。氾濫危険水位と同意。

特別警報（とくべつけいほう）

気象台が、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨を警告して発表する警報。

気象、津波、高潮、波浪の特別警報がある。気象特別警報には、暴風、暴風雪、大雨、大雪の特別警報がある。

津波は「大津波警報」として発表される。

土砂災害危険箇所（どしゃさいがいきけんかしょ）

都道府県が調査した土砂災害（急傾斜地崩壊、土石流、地すべり）による被害のおそれがある区域。

①急傾斜地崩壊危険箇所の被害想定区域

傾斜度 30 度以上、高さ 5m 以上の急傾斜地で人家や公共施設に被害を及ぼすおそれのある急傾斜地およびその近接地

②土石流危険区域

渓流の勾配が 3 度以上（火山砂防地域では 2 度以上）あり、土石流が発生した場合に被害が予想される危険区域に、人家や公共施設がある区域

③地すべり危険区域

空中写真の判読や災害記録の調査、現地調査によって、地すべりの発生するおそれがあると判断された区域のうち、河川・道路・公共施設・人家等に被害を与えるおそれのある範囲

土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域（どしゃさいがいけいかいくいき・どしゃさいがいとくべつけいかいくいき）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき都道府県が指定した、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域。

①土砂災害警戒区域　　：土砂災害が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域

②土砂災害特別警戒区域：土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあり、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域

土砂災害警戒情報（どしゃさいがいけいかいじょうほう）

大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自発的避難の参考となるよう、対象となる市町村を特定して都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報。

土砂災害警戒判定メッシュ情報（どしゃさいがいけいかいはんていめっしゅじょうほう）

5km 四方の領域（メッシュ）ごとに、土砂災害発生の危険度を 5 段階に判定した結果を地図上に表示した情報。避難に要する時間を確保するために、危険度の判定には 2 時間先までの土壌雨量指数等の予想を用いている。気象庁 HP や防災情報提供システムで提供されている。

土砂災害に関するメッシュ情報（どしゃさいがいにかんするめっしゅじょうほう）

本ガイドラインにおいて、気象庁が発表する「土砂災害警戒判定メッシュ情報」と各都道府県が発表する「土砂災害危険度をより詳しく示した情報」を総称した情報。

土砂災害危険度をより詳しく示した情報
（どしゃさいがいきけんどをよりくわしくしめしたじょうほう）

都道府県が独自に提供する情報で、1～5km メッシュ、10 分～60 分毎、最大 2～3 時間先までの土砂災害の危険度を表示している。なお、ほとんどの都道府県が、メッシュ単位の土砂災害発生危険度や危険度の推移がわかるスネーク曲線等の情報を一般公開しており、国土交通省のホームページから、各都道府県のページにリンクしている。市町村単位で発表される土砂災害警戒情報に比べて、時間的、空間的によりきめ細かく土砂災害の発生危険度を把握できる。

土壌雨量指数（どじょううりょうしすう）

降った雨が土壌にどれだけ貯まっているかを、雨量データから指数化して表したもの。5km メッシュ、30 分毎に計算している。土砂災害警戒情報及び大雨警報（土砂災害）等の発表判断に用いられる。土砂災害発生の危険度分布は、判断基準との比較によって判定された土砂災害に関するメッシュ情報で確認できる。

【な行】

内水氾濫（ないすいはんらん）

降雨により下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる氾濫をい

う。水防法第 2 条に定める「雨水出水」のこと。

【は行】

氾濫危険情報（はんらんきけんじょうほう）

居住者等の避難行動に関連し、河川の氾濫に対して危険なレベルとなるときに発表される洪水予報。水位が氾濫危険水位に達した場合に発表される。

洪水予報河川以外にも、水位周知河川、水位周知下水道及び水位周知海岸について、水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）に達した場合には、「××川氾濫危険情報」、「××市××地区内水氾濫危険情報」または「××海岸高潮氾濫危険情報」が発表される。

氾濫危険水位（はんらんきけんすいい）

洪水、内水氾濫または高潮により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位。市町村長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位である。

水位周知河川においては、洪水特別警戒水位（水防法第 13 条）に、水位周知下水道においては雨水出水特別警戒水位（水防法第 13 条の 2）に、水位周知海岸においては高潮特別警戒水位（水防法第 13 条の 3）に相当する。

氾濫警戒情報（はんらんけいかいじょうほう）

居住者等の避難行動に関連し、河川の氾濫に対して警戒を要するレベルとなるときに発表される洪水予報。洪水予報河川について、水位が避難判断水位に到達した場合又は氾濫危険水位に達すると予想された場合には、「××川氾濫警戒情報」が発表される。

洪水予報河川以外に、あらかじめ河川管理者により指定された河川（水位周知河川）についても、水位観測値に基づき発表されることがある。

氾濫注意水位（はんらんちゅういすいい）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべき水位。水防団の出動の目安となる水位である。

氾濫注意情報（はんらんちゅういすいい）

居住者等の避難行動に関連し、河川の氾濫に対して注意を要するレベルとなるときに発表される洪水予報。洪水予報河川について、水位が氾濫注意水位に到達しさらに水位が上昇すると予想された場合には、「××川氾濫注意情報」が発表される。

洪水予報河川以外に、水位周知河川についても、水位観測値に基づき発表されることがある。

氾濫発生情報（はんらんはっせいじょうほう）

居住者等の避難行動に関連し、河川の氾濫が発生しているレベルとなるときに発表される洪水予報。氾濫している地域では新たな避難行動はとらない。

洪水予報河川以外に、水位周知河川や水位周知海岸についても、発表されることがある。

避難勧告（ひなんかんこく）

災害対策基本法の規定により、市町村長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告すること。

本ガイドラインでは、近隣の安全な建物等の「近隣の安全な場所」への避難や「屋内安全確

保」も避難勧告が促す避難行動としている。

避難勧告等（ひなんかんこくとう）

本ガイドラインにおいて定義する、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）のこと。

避難行動要支援者（ひなんこうどうようしえんしゃ）

災害対策基本法に規定された用語。要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

避難指示（緊急）（ひなんしじきんきゅう）

災害対策基本法の規定により、市町村長が、急を要すると認めるときに、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを指示すること。

本ガイドラインでは、避難勧告を行った地域のうち、立退き避難をしそびれた者に立退き避難を促す。

また、土砂災害等について立退き避難をしそびれた者に、近隣の堅牢な建物等の「近隣の安全な場所」への避難や「屋内安全確保」を促す。

津波については、立退き避難を促す。

避難準備・高齢者等避難開始（ひなんじゅんびこうれいしゃとうひなんかいし）

災害対策基本法の規定により、市町村長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き準備を促すこと。

本ガイドラインでは、避難に時間のかかる要配慮者とその支援者に立退き避難を促す。その他の人に対しては、立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することを促す（避難準備・高齢者等避難開始の段階から指定緊急避難場所が開設され始める）。特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、指定緊急避難場所へ立退き避難することが望ましい。

避難判断水位（ひなんはんだんすいい）

市町村長の避難準備・高齢者等避難開始発表の目安となる水位であり、居住者等の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。指定緊急避難場所の開設、要配慮者の避難に要する時間等を考慮して設定する。

表面雨量指数（ひょうめんうりょうしすう）（仮称）

短時間強雨による浸水危険度の高まりに関する指標。降った雨が地中に浸み込みやすい山地や水はけのよい傾斜地では、雨水がたまりにくいという特徴がある一方、地表面の多くがアスファルトで覆われる都市部では、雨水が地中に浸み込みにくくたまりやすいという特徴があり、こうした地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨の地表面でのたまりやすさを、タンクモデルを用いて数値化したもの。各地の気象台が発表する大雨警報（浸水害）・大雨注意報の発表判断基準に用いられる。大雨浸水害発生の危険度分布は、発表判断基準との比較によって判定された「大雨警報（浸水害）の危険度分布」（平成 29 年度出水期より提供開始）で確認できる。

府県気象情報（ふけんきしょうじょうほう）

警報等に先立って警戒・注意を呼びかけたり、警報等の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点を解説したりするために、各都道府県にある気象台などが適宜発表する情報。

PUSH 型（ぷっしゅがた）

情報の受け手側の能動的な操作を伴わず、必要な情報が自動的に配信されるタイプの伝達手段。

PULL 型（ぷるがた）

情報の受け手側の能動的な操作により、必要な情報を取りに行くタイプの伝達手段。

暴風警報（ぼうふうけいほう）

気象台が、暴風によって、重大な災害の起こるおそれのある場合にその旨を警告して行う予報。平均風速がおおむね 20m/s を超える場合（地方により基準値が異なる）に発表。

暴風特別警報（ぼうふうとくべつけいほう）

気象台が、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くになると予想される場合に発表。具体的な指標は以下のとおり。

■台風等を要因とする暴風特別警報

「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧 910hPa 以下又は最大風速 60m/s 以上。

【や行】

要配慮者（ようはいりょしゃ）

平成 25 年 6 月に改正された災害対策基本法において定義された「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」のこと。

予想最高潮位（よそうさいこうちょうい）

高潮注意報・警報・特別警報及び府県気象情報の中で明示される潮位の予想最大値。高潮によって浸水する範囲と密接な関係がある。

【ら行】

陸閘（りくこう）

河川、海岸等の堤防を、車両や人の通行が可能なように途切れさせ、高水時には門扉を閉鎖することで堤防等と同様の防災機能を有するようにした施設。

流域（りゅういき）

ある河川、または水系の四囲にある分水界（二以上の河川の流れを分ける境界）によって囲まれた区域。

洪水予報では、水位を予測する基準地点に流入する水量を推算するための領域を指す。

流域平均雨量（りゅういきへいきんうりょう）

河川の流域ごとに面積平均した実況の雨量。河川の洪水と関係がある。

流域雨量指数（りゅういきうりょうしすう）

河川の上流域に降った雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを把握するための指標。これまでに降った雨（解析雨量）と今後降ると予想される雨（降水短時間予報）を取り込んで、流出過程（タンクモデル）と流下過程（運動方程式）を簡易的に考慮して計算し、洪水危険度の高まりを指数化したもの。各地の気象台が発表する洪水警報・注意報の判断基準に用いられる。水位周知河川及びその他河川の氾濫において、6 時間先までの予測値の洪水警報基準への到達状況が避難準備・高齢者等避難開始等の発令の判断に活用できる。なお、3 時間先までの洪水危険度の面的分布の把握には、「洪水警報の危険度分布」を参考にしても良い。

資料Ⅵ　ガイドライン策定・改定の経緯

＜平成 17 年 3 月　避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン策定＞

観測史上最多となる 10 個の台風が上陸した平成 16 年の水害、土砂災害、高潮等において、避難勧告等を適切なタイミングで適当な対象地域に発令できていないこと、居住者への迅速確実な伝達が難しいこと、避難勧告等が伝わっても居住者が避難しないことが課題としてあげられた。この課題を解決し、適切な避難勧告等の発令により、居住者の迅速・円滑な避難を実現することは、市町村長の責務であるが、市町村長がそのような局面を経験することはそれほど多くなく、また一般的に各種災害対応に精通しているわけでもない。そこで、避難勧告等の発令・伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の居住者に対して避難勧告等を発令するべきか等の判断基準について定めたマニュアルを市町村で予め作成しておくことが不可欠であるとの考えから、そのための手引きとなる指針として、ガイドラインがとりまとめられた。

＜平成 26 年 4 月　避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン改定＞

平成 17 年 3 月に策定されたガイドラインを参考にしつつ、各市町村において避難勧告等の発令判断・伝達基準の策定等が進められてきたが、ガイドライン策定以後に設けられた新たな制度や、東日本大震災をはじめとする災害の教訓等を踏まえ改定した。

改定にあたっては、「避難」に関する考え方をあらためて整理し、避難勧告等の具体的でわかりやすい判断基準を設定するための考え方を示すとともに、国の関係機関及び都道府県の関係部局や出先機関に助言を求めて判断基準を設定することや、市町村の防災体制の考え方を例示し、居住者に避難行動を認識してもらうための仕組みを併せて提案した。なお、改定直後は「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（案）」として、「(案)」を付したものとし、約半年の試行期間を設けた後、平成 26 年 9 月に内容を変えずに「(案)」を取り、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」として改めて公表した。

＜平成 27 年 8 月　避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン改定＞

平成 26 年 8 月の広島市における土砂災害等を踏まえ、平成 26 年 11 月に改正された土砂災害防止法及び土砂災害への総合的な対策についてとりまとめた「総合的な土砂災害対策の推進について（報告）」（平成 27 年 6 月、中央防災会議　防災対策実行会議　総合的な土砂災害対策検討ワーキンググループ）の内容を反映し、改定した。当該報告は土砂災害を対象としたものではあるが、提言内容については、土砂災害に限らず降雨に起因する自然災害全般への対策として有効であるものも多く含まれているため、他の災害にも反映した。

改定にあたっては、避難準備情報の活用（自発的な避難の推奨、夜間避難回避のための早期発令）、風雨等の状況に応じた避難行動をとること、PUSH 型と PULL 型とを組み合わせ多様化・多重化した伝達手段で避難勧告等を提供すること、指定緊急避難場所を避難準備情報の段階から開設し始め、開設情報を居住者に周知すること等を追記した。

さらに、平成 27 年 5 月の水防法改正を反映し、災害規模に応じた浸水想定範囲への避難勧告等の発令、地下街等の避難に関する記述の充実、水位周知下水道による内水氾濫を避難勧告発令対象への追加する場合の内水氾濫危険情報の活用方法の追加、水位周知海岸に係る高潮について避難勧告等発令への高潮氾濫危険情報の活用方法の追加等を行った。

＜平成 29 年 1 月　避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン改定＞

平成 28 年台風第 10 号により、岩手県岩泉町の高齢者施設が被災する等した水害を踏まえ、内閣府が設置した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインに関する検討会」において、避難に関する情報提供の改善方策等について検討がなされ、平成 28 年 12 月に報告がまとめられた。報告では、ガイドラインの内容の充実に加え、実効性を高めるための取組みについて提言があった。

この報告及び平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨災害を受けて設置した「水害時の避難・応急対策検討ワーキンググループ」の報告を踏まえ、居住者等が的確な避難行動をとれるよう、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を改定し、内容の更なる充実を図り、ガイドラインの名称を「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」から「避難勧告等に関するガイドライン」に変更するとともに、使いやすさも考慮して、“避難行動・情報伝達編”、“発令基準・防災体制編”に分けることとした。

“避難行動・情報伝達編”においては、発令時に対象者を明確にするとともに、対象者ごとにとるべき避難行動をあわせて伝達することや、平時からの災害リスク情報の周知等を追記した。

“発令基準・防災体制編”においては、躊躇なく避難勧告等を発令するための体制を構築するため、全庁を挙げて役割分担する防災体制の構築や、発令基準に達した情報を市町村長が確実に把握できるような防災体制の構築等を追記した。

また、平成 28 年台風第 10 号による水害では、高齢者施設において避難準備情報の意味するところが伝わっておらず、適切な避難行動がとられなかったことが課題とされており、高齢者等が避難を開始する段階であることを明確にするなどの理由から、避難情報の名称を下記のとおり変更した。

（変更前）		（変更後）
・「避難準備情報」	→	「避難準備・高齢者等避難開始」
・「避難勧告」	→	「避難勧告」
・「避難指示」	→	「避難指示（緊急）」